

書 類 様 式

書類様式					
		書 類 名	様式番号	提 出 先	備 考
組	現地評価 （損害通知及び取りまとめ含む）	損害評価野帳（一筆方式・半相殺方式（一般・事故除外方式用）共通）	例21号		
		組合員等別計算表（半相殺方式用）	22号		
		損害評価野帳（連記式全相殺方式用）	例23号の1		
		耕地表示の立札（全相殺方式用）	例23号の2		
		損害評価野帳（全相殺方式（一般・事故除外方式用））	例24号		
		損害評価野帳（全相殺方式・施設計量全数調査用）	例25号		
		組合員等別計算表（全相殺方式用）	26号		
		組合員等別計算表（品質方式用）	26号の2		
		平均単収差計算表（一筆・半相殺・全相殺方式共通）	27号		
		平均単収差計算表（品質方式用）	27号の2		
		損害通知書（農単申告抜取調査（半相殺方式用））	1号の5		
		損害通知書（連記式農単申告抜取調査（半相殺方式用））	1号の6の(1)		
		被害表示の立札（半相殺方式用）	1号の6の(2)		
		農単申告抜取調査野帳（半相殺方式用）	1号の7		
		損害評価野帳（品質方式・災害収入共済方式共通）	例50号の1		
		合 等	損害通知		
損害評価野帳（品質方式・災害収入共済方式（出荷数量等調査用）共通）	例50号の3				
分割減収量計算表（品質方式・災害収入共済方式共通）	例51号				
組合等別出荷数量等調査及び実測調査結果取りまとめ表（品質方式・災害収入共済方式共通）	例52号				
損害評価取りまとめ表（品質方式・災害収入共済方式共通）	53号				
当初評価高報告書（一筆方式用）	28号の1				
当初評価高報告書（半相殺方式用）	29号の1				
当初評価高報告書（全相殺方式用）	30号の1				
当初評価高報告書（品質方式・災害収入共済方式共通）	54号の1				
評価地区別単当修正量報告書（一筆・半相殺・全相殺方式共通）	31号の1				
評価地区別単当修正量報告書（一筆・半相殺・全相殺方式共通）	31号の2				
評価地区別単当修正量報告書（品質方式用）	31号の3				
病虫害による共済減収量報告書（一筆方式・事故除外方式用）	32号				
病虫害による共済減収量報告書（半相殺方式・事故除外方式用）	33号				
病虫害による共済減収量報告書（全相殺方式・事故除外方式用）	34号				
保険金請求	保険金請求書（全方式共通）			損害通知書（速報（一筆方式用））	3号の5の(1)
		損害通知書（速報（半相殺方式用））	3号の5の(2)		
		損害通知書（速報（全相殺方式用））	3号の5の(3)		
		損害通知書（速報（品質方式・災害収入共済方式共通））	3号の5の(4)		
保険金仮渡し請求	保険金仮渡し請求書（一筆・半相・全相殺共通） 仮損害評価書（一筆方式用） 仮損害評価書（半相殺方式用） 仮損害評価書（全相殺方式用）	水稻登熟不良等被害調査結果取りまとめ表	例3号の6		
		3号の5の(1)	連合会、地方農政局統計部等		
		3号の5の(2)	連合会、地方農政局統計部等		
		3号の5の(3)	連合会、地方農政局統計部等		
保険金追加請求	保険金追加請求書（一筆・半相殺・全相殺共通）	損害通知書（速報（品質方式・災害収入共済方式共通））	3号の5の(4)		
		水稻登熟不良等被害調査結果取りまとめ表	例3号の6		
		異常災害組合等種別区分がある場合は連合会（県庁、農林水産省） 通常災害組合等種別区分のみの場合は連合会（県庁）			
		異常災害組合等種別区分がある場合は連合会（県庁、農林水産省） 通常災害組合等種別区分のみの場合は連合会（県庁）			

		書 類 名	様式番号	提 出 先	備 考
連	損害通知	損害評価高の認定、承認申請書（当初評価高報告書（全方式共通））	41号の1	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	
		支払共済金等見込額の算出基礎（当初評価高報告書（一筆方式用））	41号の2	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	
		支払共済金等見込額の算出基礎（当初評価高報告書（半相殺方式用））	41号の3	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	
		支払共済金等見込額の算出基礎（当初評価高報告書（全相殺方式用））	41号の4	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	
		支払共済金等見込額の算出基礎（当初評価高報告書（品質方式・災害収入共済方式共通））	41号の5	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	
		組合等別連合会当初評価高報告書（一筆方式用）	42号	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	
		組合等別連合会当初評価高報告書（半相殺方式用）	43号	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	
		組合等別連合会当初評価高報告書（全相殺方式用）	44号	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	
		組合等別連合会当初評価高報告書（品質方式・災害収入共済方式共通）	55号	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	
		損害通知書（速報（一筆方式用））	5号の3の(1)	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	
		損害通知書（速報（半相殺方式用））	5号の3の(2)	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	
		損害通知書（速報（全相殺方式用））	5号の3の(3)	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	
		損害通知書（速報（品質方式・災害収入共済方式共通））	5号の3の(4)	県庁、地方農政局統計部等、農林水産省	
		水稻登熟不良等被害調査結果取りまとめ表	例5号の4	県庁、農林水産省	
合 会	再保険金請求	損害評価高の追加認定申請書（一筆・半相殺・全相殺共通）	45号	県庁、農林水産省	農林水産省3部 異常は農林水産省3部 異常は農林水産省3部 異常災害組合等のみ
		再保険金請求書（全方式共通）	46号	県庁、農林水産省	
		損害評価書（全組合等の合計）（一筆・半相殺・全相殺共通）	47号	県庁、農林水産省	
		損害評価書（品質方式・災害収入共済方式共通）	56号	県庁、農林水産省	
		組合等の保険金請求書（全方式共通）	35号	県庁、農林水産省	
	再保険金概算払請求	再保険金概算払請求書（一筆・半相殺・全相殺共通）	10号の1	県庁、農林水産省	農林水産省3部 農林水産省3部 農林水産省3部 農林水産省3部 農林水産省3部 連合会の責任で行う 場合は農林水産省には提出の必要はない。
		再保険金概算払請求額の算出基礎（一筆・半相殺・全相殺共通）	10号の2	県庁、農林水産省	
		仮損害評価書（一筆方式用）	10号の3の(1)	県庁、農林水産省	
		仮損害評価書（半相殺方式用）	10号の3の(2)	県庁、農林水産省	
		仮損害評価書（全相殺方式用）	10号の3の(3)	県庁、農林水産省	
		組合等保険金仮渡し請求書（一筆・半相殺・全相殺共通）	8号の1	県庁、農林水産省	
		組合等の仮損害評価書（一筆方式用）	8号の2の(1)	県庁、農林水産省	
		組合等の仮損害評価書（半相殺方式用）	8号の2の(2)	県庁、農林水産省	
		組合等の仮損害評価書（全相殺方式用）	8号の2の(3)	県庁、農林水産省	
	再保険金追加請求	再保険金追加請求書（一筆・半相殺・全相殺共通）	48号	県庁、農林水産省	農林水産省3部 異常は農林水産省3部 異常災害組合等のみ
		損害評価高の追加認定請求書（一筆・半相殺・全相殺共通）	45号	県庁、農林水産省	
		損害評価書（全組合等の合計）（一筆・半相殺・全相殺共通）	47号	県庁、農林水産省	
		組合等の保険金追加請求書（一筆・半相殺・全相殺共通）	36号	県庁、農林水産省	

		書 類 名	様式番号	提 出 先	備 考
特 定 組 合	現地評価 (損害通 知及び取 りまとめ 含む)	損害評価野帳（一筆方式・半相殺方式（一般・事故除外方式用）共通） 組合員等別計算表（半相殺方式用） 損害評価野帳（連記式全相殺方式用） 耕地表示の立札（全相殺方式用） 損害評価野帳（全相殺方式（一般・事故除外方式用）） 損害評価野帳（全相殺方式・施設計量全数調査用） 組合員等別計算表（全相殺方式用） 組合員等別計算表（品質方式用） 平均単収差計算表（一筆・半相殺・全相殺方式共通） 平均単収差計算表（品質方式用） 損害通知書（農単申告抜取調査（半相殺方式用）） 損害通知書（連記式農単申告抜取調査（半相殺方式用）） 被害表示の立札（半相殺方式用） 農単申告抜取調査野帳（半相殺方式用） 損害評価野帳（品質方式・災害収入共済方式共通） 耕地表示の立札（品質方式・災害収入共済方式共通） 損害評価野帳（品質方式・災害収入共済方式（出荷数量等調査用）共通） 分割減収量計算表（品質方式・災害収入共済方式共通） 組合等別出荷数量等調査及び実測調査結果取りまとめ表（品質方式・災害収入共済方式共通） 損害評価取りまとめ表（品質方式・災害収入共済方式共通）	例21号 22号 例23号の1 例23号の2 例24号 例25号 26号 26号の2 27号 27号の2 1号の5 1号の6の(1) 1号の6の(2) 1号の7 例50号の1 例50号の2 例50号の3 例51号 例52号 53号		
		当初評価高報告書（一筆方式用） 当初評価高報告書（半相殺方式用） 当初評価高報告書（全相殺方式用） 当初評価高報告書（品質方式・災害収入共済方式共通） 評価地区別単当修正量報告書（一筆・半相殺・全相殺方式共通） 評価地区別単当修正量報告書（一筆・半相殺・全相殺方式共通） 評価地区別単当修正量報告書（品質方式用） 病虫害による共済減収量報告書（一筆方式・事故除外方式用） 病虫害による共済減収量報告書（半相殺方式・事故除外方式用） 病虫害による共済減収量報告書（全相殺方式・事故除外方式用） 損害通知書（速報（一筆方式用）） 損害通知書（速報（半相殺方式用）） 損害通知書（速報（全相殺方式用）） 損害通知書（速報（品質方式・災害収入共済方式共通）） 水稲登熟不良等被害調査結果取りまとめ表	28号の2 29号の2 30号の2 54号の2 31号の1 31号の2 31号の3 32号 33号 34号 3号の5の(5) 3号の5の(6) 3号の5の(7) 3号の5の(8) 例3号の6	県庁、農林水産省 県庁、農林水産省 県庁、農林水産省 県庁、農林水産省 県庁、農林水産省 県庁、農林水産省 県庁、農林水産省 県庁、農林水産省 県庁、農林水産省 県庁、農林水産省 県庁、地方農政局統計部等、農林水産省 県庁、地方農政局統計部等、農林水産省 県庁、地方農政局統計部等、農林水産省 県庁、地方農政局統計部等、農林水産省 県庁、農林水産省	
	保険金請求	保険金請求書（全方式共通） 損害評価高の追加認定申請書（一筆・半相殺・全相殺共通） 損害評価書（一筆・半相殺・全相殺共通） 損害評価書（品質方式・災害収入共済方式共通）	35号 45号 47号 56号	異常災害組合等種別区分がある場合は県庁、農林水産省 通常災害組合等種別区分のみの場合は県庁 県庁、農林水産省 県庁、農林水産省 県庁、農林水産省	農林水産省3部 異常は農林水産省3部 異常は農林水産省3部
		保険金概算払請求書（一筆・半相・全相殺共通） 仮損害評価書（一筆方式用） 仮損害評価書（半相殺方式用） 仮損害評価書（全相殺方式用）	12号 8号の2の(1) 8号の2の(2) 8号の2の(3)	県庁、農林水産省 県庁、農林水産省 県庁、農林水産省 県庁、農林水産省	農林水産省3部 特定組合の責任で行う 場合は農林水産省には 提出の必要はない。
	保険金追 加請求	保険金追加請求書（一筆・半相殺・全相殺共通） 損害評価高の追加認定申請書（一筆・半相殺・全相殺共通） 損害評価書	36号 45号 47号	異常災害組合等種別区分がある場合は県庁、農林水産省 通常災害組合等種別区分のみの場合は県庁 県庁、農林水産省 県庁、農林水産省	農林水産省3部 異常は農林水産省3部

- (注意) 1 様式番号中「例」とあるのは、例として示したものでこれに準じて作成して差し支えない。ただし、様式例に示した必要事項は、全て記載を要するものとし、書面の大きさ、項目の追加等は事情に応じて定めてよいものとする。
- 2 上記目録の提出先の（ ）内のものは、連合会経由の上提出すること。
- 3 次頁から、様式表左下に書いてある部数は、作成すべき最低部数であり、（ ）内は書類の送付先（控は提出者が保管する）及びその部数を示したものである。
- 4 県庁とは、都道府も含む。
- 5 連合会（又は特定組合）が農林水産省に書類を提出する場合は、連合会会長理事（又は組合長理事）から農林水産大臣あてとすること。ただし、全組合等が通常災害で損害評価書のみを提出する場合、又は第2章第4節第2の1の（11）及び同節第2の1の（6）のただし書きの場合は、連合会会長理事（又は組合長理事）から経営局長あてとして差し支えない。
- 6 次頁からの様式表において、農作物通常標準被害率は通常標準被害率と略して標記し、農作物通常責任共済金額は通常責任共済金額と略して標記し、農作物通常責任保険歩合は通常責任保険歩合と略して標記する。

様式例第 2 1 号

損害評価野帳〔一筆方式・半相殺方式（一般・事故除外方式）〕

No _____					通し番号 _____	
共済目的	類区分	共済事故等による種別	大地区名	小地区名	評価月日	評価者名
						印

組合員等コード	組合員等氏名

耕地の地名地番

災害の種類	*		
災害の発生月日	*		

耕地番号		種類別	
分筆番号		品種名	
引受面積	a	肥培管理	良、中、不良
評価地区		分割割合	
階層名		分割事由	
悉皆調査単収	kg		
事故除外方式悉皆調査単収	kg		
判定			
病虫害による単当減収量	kg		

災害の種類			
災害の発生月日			

農家の記入についてのお願い

- 被害農家は＊欄に記入して切取線から切り取って損害通知書（損害評価野帳）は共済連絡員にすぐ届けてください。
被害表示の立札は、評価当日に被害耕地によく見える様に立ててください。
- 「災害の種類」は、冠水、流失、冷害、干害等と具体的に書いてください。
- この損害通知書（損害評価野帳）を出された耕地は、農業共済組合（市町村）又は農業共済組合連合会が坪刈りを実施することがありますから了承ください。

----- 切取線 -----

被害表示の立札 被害耕地に立ててください。

地区名	
組合員等氏名	
耕地の地名地番	
耕地番号	
分筆番号	
引受面積	
類区分	
品種別	

（注意）組合等は、損害評価の前までに、原則として引受時に確定した情報について記入した損害評価野帳及び立札を組合員等に配布し、組合員等から所要事項を記入した損害評価野帳を提出させること。

様式第 2 2 号

組合員等別計算表
(半相殺方式)

共済目的

類区分

共済事故等による種別

平成

年

月

日

1. 基準収穫量

組合員等氏名	引受面積	基準収穫量	基準収穫量×〇割	単位当たり共済金額

3. 修正限度共済減収量

被害申告耕地の基準収穫量	修正限度共済減収量

2. 組合等当初評価高による損害高

	単当減収量が 1 k g 以上の 一般被害	収穫皆無	移 植 (発芽) 不 能	転作等	小 計	皆無等耕地 共済減収量 (マイナス 時は 0)	被害面積	共済減収量	単当共済減収量	分割評価に よる減収量	分割評価による 修正共済減収量
被害面積											
減収量											

4. 修正決定

(1) 組合等当初評価高を修正してする最終決定(その1)の場合

皆無等耕地共 済減収量以外 の共済減収量 ①	共済金支払対象組合員等数を大 きくする場合 調整量× 一般被害面積	修正後の 共済減収量	①×修正率	決定共済減収量	支払共済金見込額 (比較用) ③	分割評価による 修正共済減収量

(2) 組合等当初評価高を修正してする最終決定(その2)の場合

修正後の被害面積及び減収量				修正後の 共済減収量	皆無等耕地共済減収 量以外の共済減収量 ②	②×修正率	決定共済減収量	支払共済金見込額 (比較用) ③	分割評価による 修正共済減収量
皆無、不能、転作等以外		合 計							
被害面積	減収量	被害面積	減収量						

5. 一筆全損被害

	基準収穫量	共済減収量(比較用)	一筆全損見込額(比較用) ④	共済減収量(共済金算出用)
収穫皆無				
移植(発芽)不能				
計				
③－④				

(注意) 1 4表の(1)は、第2章第5節第2の3の(2)、同節第2の4の(2)により修正を行う場合に用いる(特定組合にあっては、第2章第5節第3の5の(2)及び同節第3の6の(2)により修正を行う場合)。この場合、調整量及び修正率は、次のとおりである。

(1) 調整量は、第2章第5節第2の3の(2)のイの(イ)の調整量をいう(特定組合にあっては、第2章第5節第3の5の(2)のイの(イ)の調整量)。

$$(2) \quad \text{修正率} = \frac{\text{連合会の認定共済減収量} - \text{皆無等耕地共済減収量}}{\text{共済金支払対象組合員等の①欄（又は修正後の共済減収量欄）の合計}}$$

（特定組合にあっては、連合会を農林水産大臣に読み替えるものとする。）

- 2 4表の（2）は、第2章第5節第2の3の（3）、同節第2の4の（3）により修正を行う場合に用いる（特定組合にあっては、第2章第5節第3の5の（3）及び同節第3の6の（3）により修正を行う場合）。この場合、修正率は次により求める。

$$\text{修正率} = \frac{\text{連合会の認定共済減収量} - \text{皆無等耕地共済減収量}}{\text{②欄の合計}}$$

（特定組合にあっては、連合会を農林水産大臣に読み替えるものとする。）

- 3 「基準収穫量」欄の「基準収穫量×〇割」については、支払開始損害割合別に、以下のとおりとする。

- ① 支払開始損害割合が2割の場合、「基準収穫量×2割」とする。
- ② 支払開始損害割合が3割の場合、「基準収穫量×3割」とする。
- ③ 支払開始損害割合が4割の場合、「基準収穫量×4割」とする。

- 4 特例半相殺方式にあっては、「基準収穫量」欄の「基準収穫量×〇割」を、支払開始損害割合別に以下のとおりとする。

- ① 支払開始損害割合が2割の場合、「基準収穫量×1.5割」とする。
- ② 支払開始損害割合が3割の場合、「基準収穫量×2.5割」とする。
- ③ 支払開始損害割合が4割の場合、「基準収穫量×3.5割」とする。

様式例第 23 号の 1

損害評価野帳（全相殺方式・連記式）

共済目的	類区分	共済事故等による種別	大地区名	小地区名	組合員等 コード	組合員等氏名	評価地区	階層名	評価者名
									印

組 合 員 等 記 入 欄									評 価 員 記 入 欄									
耕地 番号	分筆 番号	地名地番	引受 面積 a	品 種 名	災 害 の 種 類 ＊	災 害 の 発 生 月 日 ＊	収 穫 予 定 月 日 ＊	搬 入 予 定 月 日 ＊	全筆 調査 単収 kg	分 割 単 当 減 収 量 kg	移植（発芽）不能 耕地のうち施設に 搬入する耕地の全 筆調査単収 kg	判 定	評 価 月 日	災 害 の 種 類	肥 培 管 理	分 割 割 合	分 割 事 由（病 虫 害 以 外）	病 虫 害 による 単 当 減 収 量 kg
															良、中、不良 良、中、不良			

農家の記入についてのお願い

- (1) 被害農家は＊欄に記入し、損害通知書（損害評価野帳）は共済連絡員にすぐ届けてください。別紙耕地表示の立札は、評価当日に耕地ごとによく見えるように立ててください。
- (2) 災害が発生しない耕地についても記入してください。災害がない耕地は「災害の種類」欄には「被害なし」と記入してください。
- (3) 「災害の種類」は、冠水、流失、穂くびいもち、二化めい虫等と具体的に書いてください。
- (4) 収穫物をカントリーエレベータ、ライスセンター等の施設に搬入する予定の耕地については、その搬入予定日を「搬入予定月日」欄に記入してください。
- (5) 収穫物を自宅へ収納する場合などカントリーエレベータ、ライスセンター等の施設には搬入しない予定の耕地及び収穫しない予定の耕地については、その刈取り、鋤込み等の予定日を「収穫予定月日」欄に記入してください。
- (6) この損害通知を出された耕地は、農業共済組合（市町村）又は農業共済組合連合会が坪刈りを実施することがありますから了承ください。

(注意) 組合等は、損害評価の前までに、原則として引受時に確定した情報について記入した損害評価野帳を組合員等に配布し、組合員等から所要事項を記入した損害評価野帳を提出させること。

様式例第 23 号の 2

耕地表示の立札 耕地ごとに立ててください。

地区名	
組合員等氏名	
耕地の地名地番	
耕地番号	
分筆番号	
引受面積	
類区分	
品種名	

----- 切取線 -----

耕地表示の立札 耕地ごとに立ててください。

地区名	
組合員等氏名	
耕地の地名地番	
耕地番号	
分筆番号	
引受面積	
類区分	
品種名	

----- 切取線 -----

耕地表示の立札 耕地ごとに立ててください。

地区名	
組合員等氏名	
耕地の地名地番	
耕地番号	
分筆番号	
引受面積	
類区分	
品種名	

(注意)

- 1 この立札は、全相殺方式・連記式の損害評価野帳（様式例第23号の1）によった場合に用いること。
- 2 組合等は、損害評価の前までに、原則として引受時に確定した情報について記入した立札を組合員等に配布すること。

様式例第 2 4 号

損害評価野帳 [全相殺方式 (一般・事故除外方式)]

NO

通し番号

共済目的	類区分	共済事故等による種別	大地区名	小地区名	評価月日	評価者名
						印

組合員等コード	組合員等氏名

耕地の地名地番

災害の種類	*			収穫予定月日	*
災害の発生月日	*			搬入予定月日	*

耕地番号		品種名	
分筆番号		肥培管理	良、中、不良
引受面積	a	分割割合	
評価地区		分割事由	
階層名			
全筆調査単収	kg		
移植（発芽）不能耕地のうち施設に搬入する耕地の全筆調査単収	kg		
移植（発芽）不能耕地からの搬入収穫量	kg		
病虫害による単当減収量	kg		

災害の種類			
災害の発生月日			

農家の記入についてのお願い

- (1) 被害農家は＊欄に記入して切取線から切り取って損害通知書（損害評価野帳）は共済連絡員にすぐ届けてください。耕地表示の立札は、評価当日に被害耕地によく見える様に立ててください。
- (2) 災害のない耕地についても記入してください。災害がない耕地は「災害の種類」欄には「被害なし」と記入してください。
- (3) 「災害の種類」は、冠水、流失、冷害、干害等と具体的に書いてください。
- (4) 収穫物をカントリーエレベータ、ライスセンター等の施設に搬入する予定の耕地については、その搬入予定日を「搬入予定月日」欄に記入してください。
- (5) 収穫物を自宅へ収納する場合などカントリーエレベータ、ライスセンター等の施設には搬入しない予定の耕地については、その刈取予定日を「収穫予定月日」欄に記入してください。
- (6) この損害通知書（損害評価野帳）を出された耕地は、農業共済組合（市町村）又は農業共済組合連合会が坪刈りを実施することがありますから了承ください。

----- 切 取 線 -----

耕地表示の立札 耕地ごとに立ててください。

地区名	
組合員等氏名	
耕地の地名地番	
耕地番号	
分筆番号	
引受面積	
類区分	
品種名	

（注意）組合等は、損害評価の前までに、引受時に確定した情報について記入した損害評価野帳及び立札を組合員等に配布し、組合員等から所要事項を記入した損害評価野帳を提出させること。

様式例第 25 号

損害評価野帳（施設計量全数調査用）

(全相殺方式)

共済目的		類区分		共済事故等による種別	
------	--	-----	--	------------	--

(通し番号)

評価地区		地区名		組合員等番号		組合員等氏名		評価月日		評価者名	印
------	--	-----	--	--------	--	--------	--	------	--	------	---

枚のうち

枚目

[illegible]

階層区分	施設で使用する篩		連合会指示 修正率 ①	収穫量 ②
	種類	目の大きさ		
		m m	%	k g
				A × ①
				B × ①
合計				

(施設利用耕地の総括表)

	病虫害による減収量 ③	移植(発芽)不能耕地からの搬入収 穫量④	⑤ = ② + ③ - ④	基準収穫量 ⑥	増減収量 ⑦ = ⑥ - ⑤
組合等損害 評価結果	k g	k g	k g	k g	k g
連合会修正	(%)				

(注意) 表中、A及びBは、「玄米（上麦）重量」について、各階層区分ごとに小計したものである。

様式第 2 6 号

組 合 員 等 別 計 算 表

(全相殺方式)

共済目的		類区分		共済事故等による種別		平成	年	月	日
------	--	-----	--	------------	--	----	---	---	---

1. 基準収穫量

組合員等氏名	基準収穫量	基準収穫量×〇割	単位当たり共済金額

3. 修正限度共済減収量

全筆調査耕地の基準収穫量	修正限度共済減収量

2. 組合等当初評価高による損害高

	引受面積	増減収量	分割評価による減収量	共済減収量	単当共済減収量	分割評価による修正共済減収量
総数						
全筆調査耕地（収穫皆無、移植（発芽）不能、転作等を除く）						
施設計量全数調査耕地						
その他の耕地						
収穫皆無、移植（発芽）不能、転作等耕地						
計						

5. 一筆全損被害

	基準収穫量	共済減収量（比較用）	共済減収量（共済金算定用）
収穫皆無			
移植（発芽）不能			
計			

単当修正量	
-------	--

4. 修正決定

(1) 組合等当初評価高を修正してする最終決定（その1）の場合

共済金支払対象組合員等数を大きくする場合	調整量×全筆調査面積	区 分	全筆調査耕地の修正（再修正）共済減収量	決定共済減収量	分割評価による修正共済減収量
	分筆調査耕地の共済減収量＋調整量×全筆調査面積	組合等当初評価高が連合会認定量に比べて大きい場合	全筆調査耕地一般被害共済減収量がプラスのとき		
			全筆調査耕地一般被害共済減収量がマイナスのとき		
		組合等当初評価高が連合会認定量に比べて小さい場合	調整量を含む一般被害共済減収量がプラスのとき		
			調整量を含む一般被害共済減収量がマイナスのとき		

(2) 組合等当初評価高を修正してする最終決定（その2）の場合

総修正量	修正後の共済減収量	全筆調査に係る修正共済減収量	左の値×修正率	決定共済減収量	分割評価による修正共済減収量
全筆調査耕地一般被害共済減収量がプラスのとき					
調整量を含む一般被害共済減収量がプラスのとき					
調整量を含む一般被害共済減収量がマイナスのとき					

(注意) 1 4表の(1)は、第2章第5節第2の5の(2)(特定組合にあっては、第2章第5節第3の7の(2))により修正を行う場合に用いる。この場合、調整量及び修正率は次のとおりである。

(1) 調整量は、第2章第5節第2の5の(2)のイの(イ)(特定組合にあっては、第2章第5節第3の7の(2)のイの(イ))の調整量という。

$$(2) \text{ 修正率} = \frac{\text{連合会の認定共済減収量} - \text{その他の耕地の共済減収量の合計} + \left[\text{全筆調査耕地(収穫皆無、移植(発芽)不能、転作等を除く。)} \text{の共済減収量のマイナスの組合員等の合計(絶対値)} \times 2 \right]}{\text{全筆調査耕地(収穫皆無、移植(発芽)不能、転作等を除く。)} \text{の共済減収量の合計(絶対値)}}$$

2 4表の(2)は、第2章第5節第2の5の(3)(特定組合にあっては、第2章第5節第3の7の(3))により修正を行う場合に用いる。この場合、単当修正量及び修正率は次のとおりである。

(1) 単当修正量は、連合会から提示された単当修正量である。

$$(2) \text{ 修正率} = \frac{\text{連合会の認定共済減収量} - \text{その他の耕地の共済減収量の合計} + \left[\text{全筆調査に係る修正共済減収量のマイナスの組合員等の合計(絶対値)} \times 2 \right]}{\text{全筆調査に係る修正共済減収量の合計(絶対値)}}$$

3 表について、売渡数量により収穫量を調査する場合は、表2中「施設計量全数調査耕地」とあるのは「売渡数量全数調査耕地」と読み替えるものとする。

4 表並びに(注意)1及び2について、特定組合にあっては、「連合会」とあるのは「農林水産大臣」と読み替えるものとする。

5 「基準収穫量」欄の「基準収穫量×○割」については、支払開始損害割合別に、以下のとおりとする。

- ① 支払開始損害割合が1割の場合、「基準収穫量×1割」とする。
- ② 支払開始損害割合が2割の場合、「基準収穫量×2割」とする。
- ③ 支払開始損害割合が3割の場合、「基準収穫量×3割」とする。

様式第 2 6 号の 2

組合員等別計算表（水稻の品質方式）

平成 年 月 日

組合等		評価地区		評価地区の設定単位	
-----	--	------	--	-----------	--

共済目的	水 稻	共済事故等による種別	品質方式（ ）割	組合員等番号		組合員等氏名	
------	-----	------------	----------	--------	--	--------	--

耕地 番号	分筆 番号	地名 地番	産 地 別 銘柄(品 種)	皆無、 転作等 耕地の 判定	引受面積 ①	全筆調査 単収②	組合等抜 取単当修 正量③	連合会抜 取単当修 正量④	最終修正 率⑤	決定単当収 量⑤＝（② ＋③＋④） ×⑤	決定収量 ⑥＝①×⑤	分割減収量 ⑦	分割減収量 含む収量 ⑥＋⑦	品位判 定調査 結果
						kg	kg			kg	kg	kg	kg	

- （注意） 1 収穫皆無耕地については、「皆無、転作等耕地の判定」欄に「皆無」、「全筆調査単収②」欄に「0」と記入し、「組合等採取単当修正量③」、「連合会採取単当修正量④」及び「最終修正率⑤」は適用しないものとする。
- 2 転作等耕地については、「皆無、転作等耕地の判定」欄に「転作等」、「全筆調査単収②」欄に転作等が行われる直前の現地評価により把握した収量を記入し、「組合等採取単当修正量③」、「連合会採取単当修正量④」及び「最終修正率⑤」は適用しないものとする。

様式第 2 7 号

平均単収差計算表

共済目的	
------	--

平成 年 月 日

評価地区の設定単位	
-----------	--

評価地区		
階層名		
共済事故等による種別		

	抜 取 調 査				悉 皆 調 査	
	筆数	検見単収	実測単収	病虫害による単当減収量	悉皆調査単収	病虫害による抜取筆の単当減収量
抜取調査						
悉皆調査						

	検見単収 修正係数	平 均 単 収 差			調整班 による 平均単 収差	調整班 による 修正単 収差	病虫害による平均単当 減収量差		病虫害 事故除 外平均 単収差	調整班の調整		調整班の調整による修正		
		検見単収 の修正	単収の 合計の 差	平 均 単収差			単当減収量 の合計の差	平均単当 減収量差		平 均 単収差	病虫害に よる平均 単当減収 量差	平 均 単収差	病虫害に よる平均 単当減収 量差	病虫害 事故除 外平均 単収差
抜取調査を 検見及び実 測の方法に より行った 場合														
抜取調査を 実測のみ又 は検見のみ の方法で行 った場合														

- (注意) 1. 本書は、共済目的の種類ごと、評価地区の設定単位ごと及び評価地区ごとに作成する。
2. 「評価地区の設定単位」欄は、「共済事故等による種別ごと」、「引受方式ごと」又は「共済目的ごと」の別を記入する。
3. 「共済事故等による種別」欄には、当該評価地区に含まれる共済事故等による種別をすべて記入する。

様式第 2 7 号の 2

平均単収差計算表（水稻の品質方式）

平成 年 月 日

組合等		評価地区		評価地区の設定単位	
-----	--	------	--	-----------	--

共済目的	水 稲	共済事故等による種別	品質方式（ ）割
------	----------	------------	---------------

組合員等番号	組合員等氏名	耕地番号	地名地番	産地別銘柄 （品種）	全筆調査単収①	抜取調査単収②	単収差 ③＝②－①	平均単収差 ③÷実測筆数
					kg	kg		
計							kg	kg

様式第 1 号の 5

損 害 通 知

No. (半相殺方式、農単申告抜取調査) (通し番号)

共済目的		類区分		共済事故等による種別	
共済番号		耕地番号		地区名	
引受面積 ①	a	評価地区		組合員等氏名	㊞
基準単収 ②	kg	農単申告抜取調査による平均単収差 ㊟	kg	耕地の 地名、地番	
基準収穫量 ③=②×①	kg	申告単収を修正した単収 ④=㊱+㊟	kg	品 種 名	
単当修正量 ⑤	kg	減収量 ⑧=⑦×①	kg	災害の種類	※
組合等評価単収 ⑥=④+⑤	kg	分割評価による減収量	kg	災 害 の 発 生 月 日	※ 月 日
単当減収量 ⑦=②-⑥	kg			申 告 単 収 ㊱	※ kg

被害表示の立札

No.

地区名	
組合員等氏名	
耕地の 地名、地番	
引受面積	a (アール)
類区分	
品 種 名	

被害耕地に立ててください。

切取線

- (1) 農家の記入についてのお願い
被害農家は※欄に記入して切取線から切り取って、損害通知書は共済連絡員にすぐ届けてください。被害表示の立札は評価当日に被害耕地によく見えるように立ててください。
- (2) 「災害の種類」は、冠水、流失、穂くびいもち、二化めい虫等と具体的に書いてください
- (3) 申告単収欄は一〇アール当たりのとれ高を検見して書いてください。この損害通知を出された耕地は、農業共済組合（市町村）又は農業共済組合連合会が坪刈りを実施することがありますから了承ください。
- (4)

- (注意)
- この損害通知書は、支払共済金の算出基礎となるから、悉皆調査（農単申告抜取調査）からの経過を各事項欄にはっきりインクで記入し、慎重に取り扱うこと。もし記録後誤りを訂正するときは、複線をもって訂正し、訂正者が捺印すること。汚損しても書き替えないこと。
 - 組合等は、損害評価の前までに、原則として引受時に確定した情報について記入した損害通知書及び立札を組合員等に配布し、組合員等から所要事項を記入した損害通知書を提出させること。また、基準収穫量は組合員等ごとの共済減収量を増加修正する場合のみ計算する。
 - 収量はすべて1キログラム未満は四捨五入すること。
 - 収穫皆無となった耕地については、㊱欄にその旨記入させることとし、抜取調査においてこれを確認し「収穫皆無」である場合には㊱欄に「皆無」と記入する。
 - 農単申告抜取調査による平均単収差は、様式第1号の7から転記すること。
 - 分割評価による減収量は様式第1号の7から転記すること。
 - 単当修正量は、損害評価会に諮って決定したものを記入すること。
 - 特例半相殺方式にあつては、「共済事故等による種別」欄の支払開始損害割合は、以下による割合を記入する。
 - ① 支払開始損害割合が2割の場合には、「2（1.5）割」と記入する。
 - ② 支払開始損害割合が3割の場合には、「3（2.5）割」と記入する。
 - ③ 支払開始損害割合が4割の場合には、「4（3.5）割」と記入する。

様式第 1 号の 6 の (1)

損 害 通 知 書

(半相殺方式、農単申告抜取調査)

(通し番号)

(1) 農家の記入についてのお願い
(2) 別紙被害表示の立札は、評価当日に被害耕地ごとによく見
(3) えるように立ててください。
(4) 「災害の種類」は、冠水、流失、穂くびいもち、二化めい
虫等と具体的に書いてください
申告単収欄には一〇アール当たりのとれ高を検見して書い
てください。
この損害通知を出された耕地は、農業共済組合（市町村）
又は農業共済組合連合会が坪刈りを実施することがあります
から了承ください。

No

共済目的		類区分		共済事故等による種別									
早、中 晩	評価 地区		共済番号	組合員 等氏名	農単申告抜取調査に よる平均単収差 ㊥		kg	単当修正 量 ㊦	kg				
耕地 番号	地名 地番	引受面積 ①	品 種 名	災害の 種 類	災 害 の 発 生 月 日	申 告 単 収 ①	基 準 単 収 ②	基 準 収 穫 量 ③=②×①	申告単収 を修正し た 単 収 ④=⑦+㊦	組 合 等 評価単収 ⑥= ④+⑤	単 当 減収量 ⑦= ②-⑥	減収量 ⑧= ⑦×①	分割評 価によ る減収 量
		a（ア ール）	※	※	月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日 月 日	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
合 計													

様式第 1 号の 6 の (2)

- (注意)
- この損害通知書は、支払共済金の算出基礎となるから、悉皆調査（農単申告抜取調査）からの経過を各事項欄にはっきりインクで記入し、慎重に取り扱うこと。もし記録後誤りを訂正するときは、複線をもって訂正し、訂正者が捺印すること。汚損しても書き替えないこと。
 - 組合等は、損害評価の前までに、原則として引受時に確定した情報について記入した損害通知書及び立札を組合員等に配布し、組合員等から所要事項を記入した損害通知書を提出させること。また、基準収穫量は組合員等ごとの共済減収量を増加修正する場合のみ計算する。
 - 早、中、晩は該当する事項について○をつけること。
 - 収穫皆無となった耕地については、④欄にその旨記入させることとし、抜取調査においてこれを確認し「収穫皆無」である場合には④欄に「皆無」と記入する。
 - 収量はすべて１キログラム未満は四捨五入すること。
 - 農単申告抜取調査による平均単収差は、様式第 1 号の 7 から転記すること。
 - 単当修正量は、損害評価会に諮って決定したものを記入すること。
 - 分割評価による減収量は、様式第 1 号の 7 から転記すること。
 - 特例半相殺方式にあつては、「共済事故等による種別」欄の支払開始損害割合は、以下による割合を記入する。
① 支払開始損害割合が 2 割の場合には、「 2 (1. 5) 割」と記入する。
② 支払開始損害割合が 3 割の場合には、「 3 (2. 5) 割」と記入する。
③ 支払開始損害割合が 4 割の場合には、「 4 (3. 5) 割」と記入する。

No 被害耕地の立札

地区名	
組合員等氏名	
耕地の 地名、地番	
引受面積	a（アール）
類区分	
品 種 名	

被害耕地に立ててください。

様式第 1 号の 7

農 単 申 告 抜 取 調 査 野 帳

(半相殺方式)

No _____

(通し番号) _____

共済目的		共済事故等による種別	
------	--	------------	--

	評価地区	*	共済番号	*	評価者印		分 割 評 価			
	組員等氏名	*	階層名	*	評価月日	* 月 日				
	耕地番号	地名、地番	引受面積 ①	災害の種類	農単申告抜取 調査見込単収	申告単収	肥培管理	分割事由	分割単当減収量 ④	分割評価による減収量 ⑤=④×①
抜 取 調 査 筆	*	*	* a(アール)	*	* kg	kg	* 良、中、否	*	* kg	kg
							良、中、否			
							良、中、否			
							良、中、否			
							良、中、否			
							良、中、否			
							良、中、否			
	合 計				②	③				
分 み 割 行 評 う 価 筆 の							良、中、否			
							良、中、否			
							良、中、否			

注 *は評価員が記入する欄、他の欄は組合等で記入する。

農単申告抜取調査による平均単収差計算表

抜 取 筆 数 ⑥	筆	単収の合計の差 ⑦=②-③	kg	農単申告抜取調査による平均単収差 ⑧=⑦÷⑥	kg
--------------	---	------------------	----	---------------------------	----

- (注意) 1 農単申告抜取調査筆は、損害評価員が被害組員等ごとの損害通知のあった耕地のうちから任意に 5 筆以上抽出する。
 2 農単申告抜取調査を 2 回以上に分けて行う場合は、各回ごとに野帳を別にする事。
 3 抜取調査筆以外について、分割すべき減収量のある場合は、分割評価のみ行う筆の欄に記入すること。
 4 申告単収は農単申告抜取調査終了後、様式第 1 号の 5 又は 1 号の 6 の (1) から転記すること。
 5 平均単収差の計算は組合等が行うこと。
 6 特例半相殺方式にあっては、「共済事故等による種別」欄の支払開始損害割合は、以下による割合を記入する。
 ① 支払開始損害割合が 2 割の場合には、「2 (1.5) 割」と記入する。
 ② 支払開始損害割合が 3 割の場合には、「3 (2.5) 割」と記入する。
 ③ 支払開始損害割合が 4 割の場合には、「4 (3.5) 割」と記入する。

様式例第50号の1

損害評価野帳（品質方式又は災害収入共済方式）

共済 目的	類区分	共済事故等 による種別	大地区名	小地区名	組員等 コード	組員等氏名	評価地区	評価者名
								印

組 合 員 等 記 入 欄									評 価 員 記 入 欄						
耕地 番号	分 筆 番 号	地名地番	引 受 面 積	産地別銘柄 (品 種)	災害の種類	災 害 の 発生月日	収 穫 予定月日	搬 入 予定月日	判定	評価 月日	災害の種類	評価 単収	肥培管理	分割 割合	分割事由
			a		*	* 月日	* 月日	* 月日		月日		kg	良、中、不良 良、中、不良 良、中、不良 良、中、不良 良、中、不良 良、中、不良 良、中、不良 良、中、不良 良、中、不良 良、中、不良 良、中、不良 良、中、不良 良、中、不良 良、中、不良 良、中、不良		

農家の記入についてのお願い

1. 被害農家は*印欄に記入し、損害通知書（損害評価野帳）は共済連絡員にすぐ届けてください。別紙耕地表示の立札は、評価当日に耕地ごとによく見えるように立ててください。
2. 被害表示の立札は、農家の全ての耕地に立ててください。
3. 災害が発生しない耕地についても記入してください。災害がない耕地は「災害の種類」欄には「被害なし」と記入してください。
4. 「災害の種類」は、冠水、流失等と具体的に書いてください。
5. 収穫物をカントリーエレベータ、ライスセンター等の施設に搬入する予定の耕地については、その搬入予定日を「搬入予定月日」欄に記入してください。
6. 収穫物を自宅へ収納する場合などカントリーエレベータ、ライスセンター等の施設には搬入しない予定の耕地及び収穫しない予定の耕地については、その刈取り、鋤込み等の予定日を「収穫予定月日」欄に記入してください。

（注意）

1. 組合等は、損害評価の前までに、原則として引受時に確定した情報について記入した損害評価野帳を組員等に配布し、組員等から所要事項を記入した損害評価野帳を提出させること。
2. 「判定」は、転作等耕地がある場合に記入すること。
3. 「評価単収」は、施設に搬入されない耕地がある場合に記入すること。

様式例第50号の2

耕地表示の立札 耕地ごとに立ててください。

地区名	
組合員等氏名	
耕地の地名地番	
耕地番号	
分筆番号	
引受面積	
産地別銘柄	

----- 切 取 線 -----

耕地表示の立札 耕地ごとに立ててください。

地区名	
組合員等氏名	
耕地の地名地番	
耕地番号	
分筆番号	
引受面積	
産地別銘柄	

----- 切 取 線 -----

耕地表示の立札 耕地ごとに立ててください。

地区名	
組合員等氏名	
耕地の地名地番	
耕地番号	
分筆番号	
引受面積	
産地別銘柄	

(注意)

- 1 この立札は、品質方式又は災害収入共済方式の損害評価野帳（様式例第50号の1）によった場合に用いること。
- 2 組合等は、損害評価の前までに、原則として引受時に確定した情報について記入した立札を組合員等に配布すること。

様式例第50号の3

品質方式又は災害収入共済方式 損害評価野帳（出荷数量等調査）

[illegible]

農家の記入についてのお願い

1. 被害農家は*印欄に記入し、共済連絡員に提出してください。
2. 「災害の種類」は、冠水、流失等と具体的に書いてください。
3. 「災害の状況」欄は、甚・中・軽の中から該当する状況に○をつけてください。

(注意)

1. 組合等は、損害評価の前までに、原則として引受時に確定した情報について記入した損害評価野帳を組合員等に配布し、組合員等から所要事項を記入した損害評価野帳を提出させること。
2. この野帳は、災害収入共済方式について行う調査に用いること。
3. 「出荷数量等」欄は、小数点以下第1位を四捨五入して整数位まで記入すること。
4. 「自家用種子等の数量」欄は、推計して記入すること。

様式例第5 1号

分割減収量計算表（品質方式又は災害収入共済方式）

共済目的	類区分	共済事故等による種別	大地区名	小地区名	組合員等コード	組合員等氏名

産地別銘柄別	耕地番号	分筆番号	引受面積	平均単収	分割割合	分割減収量

[illegible]

様式例第52号

組合等別出荷数量等調査及び実測調査結果取りまとめ表（品質方式又は災害収入共済方式）

共済目的	類区分	共済事故等による種別	大地区名	小地区名	組員等コード	組員等氏名

産地別 銘柄別	規格別	収穫量 (販売量) kg	分割 減収量 kg	分割後 収穫量 kg	品質 指数	調整後 収穫量 kg	基準収穫量	キログラム 当たり単価 円	生産金額 円	基準 生産金額 円
	計									
	計									

	計									
合 計										

様式第 5 3 号

平成 年産 損害評価取りまとめ表（品質方式又は災害収入共済方式）

共済目的									組合等名			評価地区名			
組合員 等コー ド	組合員 等氏名	類 区 分	共済事故等 による種別	引 受 状 況					出 荷 数量等	分 割 減収量	調整後の 収穫量	当該年の 生産金額	減収量	生産金額 の減少額	支 払 共済金
				引受 面積	基 準 収穫量	基 準 生産金額	特定農作物 共済限度額	共済金額							
				a	kg	円	円	円	kg	kg	kg	円	kg	円	円
合 計															

様式第28号の1

県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事 殿

第 平成 年 月 日
農業共済組合
組合長理事
市町村長 号
印 印

平成 年産 組合等当初評価高について下記のとおり決定したので共済減収量の認定を申請する。

平成 年産 組合等当初評価高報告書 (一筆方式)

共済事故等による種別

評価月日	悉 皆 調 査		抜 取 調 査	
	自	至	自	至

災害の種類	災害の発生日	被害の終了月日	被 害 地 区	災 害 の 状 況

支払共済金見込額 (総 額)	〇割超過被害耕地 支払共済金見込額	皆無、不能、転作等耕 地の支払共済金見込額	通常責任共済金額	支払保険金見込額

面 積	〇割超過被害	収穫皆無	移植（発芽）不能	転 作 等	合 計	〇割以下被害
共済減収量						

- 3部（控、連合会、県庁）
（注意） 1. 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成する。
2. 農業共済システムにより事務処理を行う場合はこの様式とし、以下の項目については別途データとして送信するものとする。
共済事故等による種別ごとに、単当共済減収量別、収穫皆無、移植（発芽）不能、転作等の被害面積、共済減収量
3. 本書は、様式第31号の1又は第31号の2とともに報告すること。
4. 「〇割」は、支払開始損害割合と同じ割合とするが、特例一筆方式にあっては、支払開始損害割合が3割の場合は2割、4割の場合は3割、5割の場合は4割とする。

様式第 2 9 号の 1

県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事 殿

第 平成 年 月 日
農業共済組合
組合長理事
市町村長 号
印 印

平成 年産 組合等当初評価高について下記のとおり決定したので共済減収量の認定を申請する。

平成 年産 組合等当初評価高報告書
(平相殺方式)

共済事故等による種別					
評価月日		自 悉 皆 調 査 至		自 抜 取 調 査 至	
災害の種類	災害の発生月日	被害の終了月日	被 害 地 区	災 害 の 状 況	
支払共済金見込額 (総 額)	○割超過被害により支 払われる共済金見込額	一筆全損被害により特例支 払となる共済金見込額	通常責任共済金額	支払保険金見込額	
	被害組合員等数	被害面積	共済減収量	皆無等耕地共済減収 量以外の共済減収量	皆無等耕地共済減収量
○割超過の支払対象					
一筆全損被害の支払対象					
計					

3 部（控、連合会、県庁）

- （注意） 1. 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成する。
2. 農業共済システムにより事務処理を行う場合はこの様式とし、以下の項目については別途データとして送信するものとする。
（1） 共済事故等による種別ごとに、単当共済減収量区分ごとの単当減収量区分別、収穫皆無、移植（発芽）不能、転作等の被害面積、減収量及び被害組合員等数
（2） 共済事故等による種別ごとに、一筆全損のあった組合員等ごとの○割超過被害の被害面積、共済減収量、共済減収量のうち皆無等耕地共済減収量、一筆全損被害の被害面積、共済減収量
3. 本書は、様式第31号の 1 又は第31号の 2 とともに報告すること。
4. 「○割」は、支払開始損害割合と同じ割合とするが、特例半相殺方式にあっては、支払開始損害割合が 2 割の場合は1.5割、 3 割の場合は 2.5割、 4 割の場合は3.5割とする。

様式第30号の1

県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事 殿

第 平成 年 月 号
農業共済組合
組合長理事 印
市町村長 印

平成 年産 組合等当初評価高について下記のとおり決定したので共済減収量の認定を申請する。

平成 年産 組合等当初評価高報告書
(全相殺方式)

共済事故等による種別							
悉 皆 調 査		抜 取 調 査					
評価月日	自	至	自	至			
災害の種類	災害の発生日	被害の終了月日	被 害 地 区	災 害 の 状 況			
支払共済金見込額 (総 額)	〇割超過被害により支 払われる共済金見込額	一筆全損被害により特例 支払となる共済金見込額	通常責任共済金額	支払保険金見込額			
	被害組合員等	引受面積	被害面積	共済減収量	右二つの項目以外 の共済減収量	全ての耕地が施設 搬入の組合員等 の共済減収量	全ての耕地が収穫皆 無等に該当する組合 員等の共済減収量
〇割超過の支払対象							
一筆全損被害の支払対象							
計							

3部（控、連合会、県庁）

- (注意) 1 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成する。
- 2 農業共済システムにより事務処理を行う場合はこの様式とし、以下の項目については別途データとして送信するものとする。
- (1) 共済事故等による種別ごとに、単当共済減収量区分ごとの単当減収量区分別、収穫皆無、移植（発芽）不能、転作等の被害面積、減収量及び被害組合員等数
- (2) 共済事故等による種別ごとに、一筆全損のあった組合員等ごとの〇割超過被害の被害面積、共済減収量、共済減収量のうち皆無等耕地共済減収量、一筆全損被害の被害面積、共済減収量
- 3 麦について、売渡数量により収穫量を調査するものがある場合は、表中「全ての耕地が施設搬入の組合員等の共済減収量」とあるのは「全ての耕地が施設搬入又は売渡しの組合員等の共済減収量」と読み替えるものとする。
- 4 本書は、様式第31号の1又は第31号の2とともに報告すること。
- 5 「〇割」は、支払開始損害割合と同じ割合とする。

様式第 5 4 号の 1

県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事 殿

第 平成 年 月 日
農業共済組合
組合長理事
市町村長
印 印

平成 年産 組合等当初評価高について下記のとおり決定したので減収量及び生産金額の減少額の認定を申請する。

平成 年産（共済目的）組合等当初評価高報告書
(品質方式又は災害収入共済方式)

出 荷 数 量 等 調 査		
評価月日	自	至

共済事故等による種別

災害の種類	災害の発生日	被害の終了月日	被 害 地 区	災 害 の 状 況

支払共済金見込額 (総 額)	通常責任共済金額	支払保険金見込額

	被害組合員等数	引受面積	減 収 量	生産金額の減少額
共済金支払対象				
出荷数量等調査分				
実測調査分				

3 部（控、連合会、県庁）

（注意） 1. 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成すること。

2. （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入すること。

3. 水稻の品質方式において、実測の方法により現地評価を行った結果から損害高を取りまとめた場合にあっては、本様式中「共済金支払対象」欄の内訳として、「出荷数量等調査分」欄と「実測調査分」欄を記入すること。

様式第 3 1 号の 1

平成 年産評価地区別単当修正量報告書

共済目的	
------	--

評価地区の設定単位		階層区分		平成 年 月 日 農業共済組合									
評価地区		悉皆調査面積	平均単収差	左の加重値	単当修正量案	左の加重値	病虫害による平均単当減収量案	病虫害事故除外平均単収差	左の加重値	病虫害事故除外単当修正量	病虫害による単当減収量の修正量	病虫害事故除外の単当修正量案	左の加重値
平均又は合計													

3 部（控、連合会、県庁）（特定組合にあっては 3 部（控、県庁、農林水産省））

（注意） 1. 本書は、共済目的の種類ごと、評価地区の設定単位ごと及び階層区分ごとに作成する。

2. 「評価地区の設定単位」欄は、「共済事故等による種別ごと」、「引受方式ごと」又は「共済目的ごと」の別を記入する。

3. 「共済事故等による種別」欄には、当該評価地区の設定単位（階層）に含まれる共済事故等による種別をすべて記入する。

4. 特定組合において、第 2 章第 3 節第 1 の 4 の（3）により抜取調査を行った場合は、「階層区分」欄には地域等階層名を記入する。

また、特定組合にあっては、評価会に諮って決定した評価地区別の単当修正量及び単当修正量による損害高を連合会実測調査要領の実測成績検討経過表に準じた様式によりとりまとめ、本書に添えて提出すること。

様式第 3 1 号の 2

平成 年産評価地区別単当修正量報告書

共済目的	
------	--

評価地区の設定単位	
共済事故等による種別	

平成 年 月 日
農業共済組合

評価地区 階層区分		悉 皆 調査面積	平 均 単収差	左 の 加重値	単 当 修正量案	左 の 加重値	病虫害に よる平均 単当減収 量案	病虫害事 故除外平 均単収差	左 の 加重値	病虫害事 故除外単 当修正量	病虫害に よる単当 減収量の 修正量	病虫害事 故除外の 単当修正 量案	左 の 加重値
平均又は合計													

3 部（控、連合会、県庁）（特定組合にあっては 3 部（控、県庁、農林水産省））
（注意） 1．本書は、共済目的の種類ごと及び評価地区の設定単位ごとに作成する。
2．「評価地区の設定単位」欄は、「共済事故等による種別ごと」、「引受方式ごと」又は「共済目的ごと」の別を記入する。
3．「共済事故等による種別」欄には、当該評価地区の設定単位に含まれる共済事故等による種別をすべて記入する。
4．特定組合にあっては、評価会に諮って決定した評価地区別の単当修正量及び単当修正量による損害高を連合会実測調査要領の実測成績検討経過表に準じた様式によりとりまとめ、本書に添えて提出すること。

様式第 3 1 号の 3

平成 年産 評価地区別単当修正量報告書（水稻の品質方式）

平成 年 月 日

組合等

評価地区の設定単位

階層区分※ 1

共済目的

水 稲

共済事故等による種別

品質方式（ ）割

階層区分 ※ 2	評価地区	全筆調査		抜取調査			抜取調査平 均単収差に よる収穫量	単当修 正量案	左の加 重値	単当修 正量	単当修正量による損害高		左のうち施設に搬入されたものの収穫量 及び収穫皆無耕地、転作等耕地に係る	
		全筆調査 耕地面積	収穫量	筆数	平均単収	左の加重値					全筆調査耕 地面積	収穫量	面積	収穫量
合計(又は加重平均)														

階層区分 ※ 2	評価地区	出荷規格	全筆調査		組合等当初評価高の うち実測調査により 取りまとめたもの	
				左の割合		左の割合
		1 等				
		2 等				
		3 等				
		規格外				
		計		100.0		100.0
		1 等				
		2 等				
		3 等				
		規格外				
		計		100.0		100.0
		1 等				
		2 等				
		3 等				
		規格外				
		計		100.0		100.0
合計		1 等				
		2 等				
		3 等				
		規格外				
		計		100.0		100.0

出荷規格	組合等当初評価高のう ち出荷数量等調査によ り取りまとめたもの		組合等当初評価高	
		左の割合		左の割合
1 等				
2 等				
3 等				
規格外				
計		100.0		100.0

- (注意)
- 1

階層区分ごとに単当修正量を適用する場合は、「階層区分※ 2」欄を空欄にし、階層区分ごとに単当修正量を適用しない場合は、「階層区分※ 1」欄を空欄にする。
- 2

水稻の品質方式において、実測の方法により現地評価を行った結果から損害高を取りまとめた場合にあっては、本様式により評価地区別単当修正量を集計すること。
- 3

特定組合において、第 2 章第 3 節第 1 の 4 の (3) により抜取調査を行った場合は、「階層区分※ 1」欄に地域等階層名を記入し、「階層区分※ 2」欄を空欄にする。

- 132 -

(一 筆 方 式)

平成 年 月 日
農業共済組合

4 部（控、連合会、県庁、農林水産省）（特定組合にあっては 3 部（控、県庁、農林水産省））
（注意） 1. 本書は、支払開始損害割合ごとに作成する。
2. 本書は、様式第28号の 1（又は第28号の 2）及び第31号の 1（又は第31号の 2）とともに報告すること。
3. 特例一筆方式にあっては、「支払開始損害割合」の欄に、以下による割合を記入する。
① 支払開始損害割合が 3 割の場合には、「3（2）割」と記入する。
② 支払開始損害割合が 4 割の場合には、「4（3）割」と記入する。
③ 支払開始損害割合が 5 割の場合には、「5（4）割」と記入する。
4. 「〇割」は、支払開始損害割合と同じ割合とするが、特例一筆方式にあっては、支払開始損害割合が 3 割の場合は 2 割、4 割の場合は 3 割、5 割の場合は 4 割とする。

様式第 3 3 号

平成 年産水稻病虫害による共済減収量報告書（事故除外方式実施地域用）
(半 相 殺 方 式)

平成 年 月 日
農業共済組合

支払開始損害割合

評価地区	階層区分	組合等当初評価高		組合等当初評価高における〇割超過被害組合員等								〇割以下の被害組合員等で病虫害を共済事故とみなした場合の〇割超過被害組合員等		合 計		
				併 発 災 害 発 生 耕 地						病 虫 害 単独発生耕地				被害面積 a	共 済 減収量 kg	〇割超過被害組合員等の病虫害による被害面積 a
		〇割超過被害組合員等の被害面積 a	共 済 減収量 kg	〇割超過被害組合員等の被害面積のうち併発災害発生耕地面積 a	〇割超過被害組合員等の被害耕地のうち併発災害発生耕地筆数 筆	悉皆調査		病虫害による単当減収量の修正量 kg	修正病虫害による単当減収量 kg	修正病虫害減収量（共済減収量） kg						
						病虫害による単当減収量の合計 kg	病虫害による平均単当減収量 kg									
合計又は平均																

- 4 部（控、連合会、県庁、農林水産省）（特定組合にあっては 3 部（控、県庁、農林水産省））
（注意）1．本書は、支払開始損害割合ごとに作成する。
2．本書は、様式第29号の 1（又は第29号の 2）及び第31号の 1（又は第31号の 2）とともに報告すること。
3．特例半相殺方式にあっては、「支払開始損害割合」の欄に、以下による割合を記入する。
① 支払開始損害割合が 2 割の場合には、「2（1.5）割」と記入する。
② 支払開始損害割合が 3 割の場合には、「3（2.5）割」と記入する。
③ 支払開始損害割合が 4 割の場合には、「4（3.5）割」と記入する。
4．「〇割」は、支払開始損害割合と同じ割合とするが、特例半相殺方式にあっては、支払開始損害割合が 2 割の場合は1.5割、3 割の場合は2.5割、4 割の場合は3.5割とする。

様式第 3 4 号

平成 年産水稲病虫害による共済減収量報告書（事故除外方式実施地域用）

(全相殺方式)

支払開始損害割合	
----------	--

平成 年 月 日

農業共済組合

[illegible]

4 部（控、連合会、県庁、農林水産省）（特定組合にあっては3 部（控、県庁、農林水産省））

(注意) 1. 本書は、支払開始損害割合ごとに作成する。

2. 本書は、様式第30号の1（又は第30号の2）及び第31号の1（又は第31号の2）とともに報告すること。

3. 「○割」は、支払開始損害割合と同じ割合とする。

様式第3号の5の(1)

県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事 殿

第 平成 年 月 号
市町村農業共済組合
組合長理事
市町村長 印

平成 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）
（一 筆 方 式）

共済事故等による種別										
災害の 種 類	発生月日	被 害 程 度 別 面 積								被害地区
	終了月日	皆 無	10～9	9～7	7～5	5～3	移 植 (発芽) 不 能	計	3～0	
今 回 の 被 害	害	月 日	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
	害	月 日								
	害	月 日								
	害	月 日								
	害	月 日								
	害	月 日								
	計									
災害の状況										
現在の被害面積		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
支払共済金見込額		千円	支払保険金見込額			千円	農作物異常 部分保険金		千円	

- 3 部（控、連合会、地方農政局統計部等） A 4 判 横
- (注意) 1 本書は、災害発生の都度概況調査を行って報告すること。
2 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成する。
3 (共済目的)には、当該共済目的の種類を記入する。
4 転作等耕地は、被害程度の該当する欄に記入すること。
5 「災害の状況」欄には、災害発生の経過及び災害によって生じた作物の損傷状況、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。
6 「現在の被害面積」欄は、既に損害通知書で報告済みの被害も含めて回復状況又は進行状況を勘案し、現在時において集計して記入すること。
7 被害程度別面積の区分は、支払開始損害割合別に以下によるものとする。
① 支払開始損害割合が3割の場合は、「皆無」、「10～9」、「9～7」、「7～5」、「5～3」、「移植（発芽）不能」、「計」、「3～0」とする。
② 支払開始損害割合が4割の場合は、「皆無」、「10～9」、「9～7」、「7～5」、「5～4」、「移植（発芽）不能」、「計」、「4～0」とする。
③ 支払開始損害割合が5割の場合は、「皆無」、「10～9」、「9～7」、「7～5」、「移植（発芽）不能」、「計」、「5～0」とする。
8 支払共済金見込額は、一筆方式超過被害面積（移植又は発芽不能を含む。）について次式によって算出すること。
① 組合等平均実行基準単収×(1-支払開始損害割合)＝平均引受単収
② 組合等平均実行基準単収×一筆方式超過被害地無被害換算面積＝一筆方式超過被害地生産量
③ ①×一筆方式超過被害地面積＝一筆方式超過被害地引受収量
④ ③-②＝共済減収量
⑤ 組合等種別区分平均単位当たり共済金額×④＝支払共済金見込額
一筆方式超過被害地無被害換算面積は、支払開始損害割合別に以下による係数をそれぞれの被害程度に乘じて得た面積とすること。
ア 支払開始損害割合が3割の場合は、収穫皆無は0、10～9は0.05、9～7は0.2、7～5は0.4、5～3は0.6、移植（発芽）不能は0.35。
イ 支払開始損害割合が4割の場合は、収穫皆無は0、10～9は0.05、9～7は0.2、7～5は0.4、5～4は0.55、移植（発芽）不能は0.3。
ウ 支払開始損害割合が5割の場合は、収穫皆無は0、10～9は0.05、9～7は0.2、7～5は0.4、移植（発芽）不能は0.25。
9 特例一筆方式にあつては、「共済事故等による種別」欄の支払開始損害割合は、以下による割合を記入する。
① 支払開始損害割合が3割の場合には、「3（2）割」と記入する。
② 支払開始損害割合が4割の場合には、「4（3）割」と記入する。
③ 支払開始損害割合が5割の場合には、「5（4）割」と記入する。
10 特例一筆方式にあつては、被害程度別面積の区分を、支払開始損害割合別に以下の区分とする。
① 支払開始損害割合が3割の場合は、「皆無」、「10～9」、「9～7」、「7～5」、「5～2」、「移植（発芽）不能」、「計」、「2～0」とする。
② 支払開始損害割合が4割の場合は、「皆無」、「10～9」、「9～7」、「7～5」、「5～3」、「移植（発芽）不能」、「計」、「3～0」とする。
③ 支払開始損害割合が5割の場合は、「皆無」、「10～9」、「9～7」、「7～5」、「5～4」、「移植（発芽）不能」、「計」、「4～0」とする。
11 特例一筆方式にあつては、支払共済金見込額は、支払開始損害割合が3割の場合は2割超過被害面積（移植又は発芽不能を含む。）について、4割の場合は3割超過被害面積（移植又は発芽不能を含む。）について、5割の場合は4割超過被害面積（移植又は発芽不能を含む。）について次式によって算出すること。
① 当該組合等の共済金額の計÷当該組合等の引受面積の計＝組合等平均10a 当たり共済金額
② ①×損害割合（中央値）に係る支払割合＝10a 当たり支払共済金見込額（損害割合別）
③ ②×面積（損害割合別）＝支払共済金見込額（損害割合別）
④ Σ支払共済金見込額（損害割合別）+移植不能等耕地の支払共済金見込額＝支払共済金見込額
※ 移植不能等に係る損害割合は、支払開始損害割合が3割の場合は65/100、4割の場合は70/100、5割の場合は75/100とする。

様式第3号の5の(2)

県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事 殿

第 平成 年 月 号 日

市町村農業共済組合
組合長理事 印
市町村長 印

平成 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）
（半相殺方式）

共済事故等による種別

災害の種類		害		発生月日		月 日		被害程度別（組合員等別）		被害地区	
		5 割 以 上	5 割未満 ～ 2 割超過	合 計	左のうち		2 割 以 下				
					皆 無	移植(発芽)不能					
今 回 の 被 害	被害戸数	戸	戸	戸			戸				
	被害面積	ha	ha	ha	ha	ha	ha				
	減収量	t	t	t	t	t	t				
	共済減収量	t	t	t							
	災害の状況										
現 在 時 の 被 害	被害戸数	戸	戸	戸			戸	支払共済金 見 込 額	千円		
	被害面積	ha	ha	ha	ha	ha	ha	支払保険金 見 込 額	千円		
	減収量	t	t	t	t	t	t	農作物異常 部分保険金	千円		
	共済減収量	t	t	t							

- 3 部（控、連合会、地方農政局統計部等） A 4 判 横
- （注意） 1 本書は、災害発生都度の概況調査を行って被害程度別の組合員等数及びその被害面積等を報告すること。
2 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成する。
3 （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
4 「災害の状況」欄は災害発生の経過及び災害によって生じた作物の損傷状況、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。
5 「現在の被害」欄には、既に損害通知書で報告済みの被害も含めて回復状況又は進行状況をを勘案し、現在時において集計して記入すること。
6 被害程度別（組合員等別）の区分は、支払開始損害割合別に以下によるものとする。
① 支払開始損害割合が2割の場合は、「5割以上」、「5割未満～2割超過」、「合計」、「2割以下」とする。
② 支払開始損害割合が3割の場合は、「5割以上」、「5割未満～3割超過」、「合計」、「3割以下」とする。
③ 支払開始損害割合が4割の場合は、「5割以上」、「5割未満～4割超過」、「合計」、「4割以下」とする。
7 「支払共済金見込額」欄は、半相殺方式超過被害組合員等について、次により算出すること。
① 引受面積×組合等平均実行基準単収×支払開始損害割合
② 被害面積×組合等平均実行基準単収
③ 被害面積×その平均見込単収（移植又は発芽不能の耕地については、支払開始損害割合が2割の場合は基準単収に0.4を乗じたものを、3割の場合は基準単収に0.35を乗じたものを、4割の場合は基準単収に0.3を乗じたものを見込単収とする。）
④ 減収量＝②－③
⑤ 共済減収量＝④－①
⑥ 支払共済金見込額＝組合等種別区分平均単位当たり共済金額×⑤
8 特例半相殺方式にあつては、「共済事故等による種別」欄の支払開始損害割合は、以下による割合を記入する。
① 支払開始損害割合が2割の場合には、「2（1.5）割」と記入する。
② 支払開始損害割合が3割の場合には、「3（2.5）割」と記入する。
③ 支払開始損害割合が4割の場合には、「4（3.5）割」と記入する。
9 特例半相殺方式にあつては、被害程度別（組合員等別）の区分を、支払開始損害割合別に以下の区分とする。
① 支払開始損害割合が2割の場合は、「5割以上」、「5割未満～1.5割超過」、「合計」、「1.5割以下」とする。
② 支払開始損害割合が3割の場合は、「5割以上」、「5割未満～2.5割超過」、「合計」、「2.5割以下」とする。
③ 支払開始損害割合が4割の場合は、「5割以上」、「5割未満～3.5割超過」、「合計」、「3.5割以下」とする。
10 特例半相殺方式にあつては、支払共済金見込額は、支払開始損害割合が2割の場合は1.5割超過被害組合員等について、3割の場合は2.5割超過被害組合員等について、4割の場合は3.5割超過被害組合員等について次式によって算出すること。
① 当該組合等の共済金額の計÷当該組合等の引受面積の計＝組合等平均10a 当たり共済金額
② ①×損害割合（中央値）に係る支払割合＝10a 当たり支払共済金見込額（損害割合別）
③ ②×面積（損害割合別）＝支払共済金見込額（損害割合別）
④ Σ支払共済金見込額（損害割合別）＋移植不能等耕地の支払共済金見込額＝支払共済金見込額
※ 移植不能等に係る損害割合は、支払開始損害割合が2割の場合は60／100、3割の場合は65／100、4割の場合は70／100とする。

様式第3号の5の(3)

第 号
平成 年 月 日

県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事 殿

市町村農業共済組合
組合長理事 印
市町村長 印

平成 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）
（全相殺方式）

共済事故等による種別

災害の種類		害		発生月日		月 日			
		被害程度別（組合員等別）						被 害 地 区	
		4 割 以 上	4 割未満 ～ 1 割超過	合 計	左のうち		1 割 以 下		
					皆 無	移植(発 芽)不能			
今 回 の 被 害	被害戸数	戸	戸	戸			戸		
	引受面積	ha	ha	ha	ha	ha	ha		
	減収量	t	t	t	t	t	t		
	共済減収量	t	t	t					
	災害の状況								
現 在 時 の 被 害	被害戸数	戸	戸	戸			戸	支払共済金 見 込 額	千円
	引受面積	ha	ha	ha	ha	ha	ha	支払保険金 見 込 額	千円
	減収量	t	t	t	t	t	t	農作物異常 部分保険金	千円
	共済減収量	t	t	t					

3 部（控、連合会、地方農政局統計部等） A 4 判 横

- （注意） 1 本書は、災害発生都度の概況調査を行って被害程度別の組合員等数及びその引受面積等を報告すること。
 2 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成する。
 3 （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
 4 「災害の状況」欄には、災害発生経過及び災害によって生じた作物の損傷状況、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。
 5 「現在時の被害」欄は、既に損害通知書で報告済みの被害も含めて回復状況又は進行状況を勘案し、現在時において集計して記入すること。
 6 被害程度別（組合員等別）の区分は、支払開始損害割合別に以下によるものとする。
 ① 支払開始損害割合が1割の場合は、「4割以上」、「4割未満～1割超過」、「合計」、「1割以下」とする。
 ② 支払開始損害割合が2割の場合は、「4割以上」、「4割未満～2割超過」、「合計」、「2割以下」とする。
 ③ 支払開始損害割合が3割の場合は、「4割以上」、「4割未満～3割超過」、「合計」、「3割以下」とする。
 7 「支払共済金見込額」の欄は、全相殺方式超過被害組合員等について、次により算出すること。
 ① 引受面積×組合等平均実行基準単収×（1－支払開始損害割合）
 ② 引受面積×当該組合員等の平均見込単収の合計（移植又は発芽不能の耕地については、支払開始損害割合が1割の場合は基準単収に0.45を乗じたものを、2割の場合は基準単収に0.4を乗じたものを、3割の場合は基準単収に0.35を乗じたものを見込単収とする。）
 ③ 共済減収量＝①－②
 ④ 支払共済金見込額＝組合等別種別区分平均単位当たり共済金額×③

様式第3号の5の(4)

第 号
平成 年 月 日

県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事

殿

市町村農業共済組合
組合長理事
市町村長

印
印

平成 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）
（品質方式又は災害収入共済方式）

共済事故等による種別

災害の種類		害 発生月日		月 日				
		被 害 程 度 別 （ 組 合 員 等 別 ）				被 害 地 区		
		7 割 以 上	7割未満 ～ 5割超過	5割未満 ～ 1割超過	合 計			1 割 以 下
今 回 の 被 害	被害戸数	戸	戸	戸	戸	戸		
	引受面積	ha	ha	ha	ha	ha		
	減 収 量	t	t	t	t	t		
	生産金額 の減少額	円	円	円	円	円		
	災害の状況							
現 在 時 の 被 害	被害戸数	戸	戸	戸	戸	戸	支払共済金 見 込 額	千円
	引受面積	ha	ha	ha	ha	ha	支払保険金 見 込 額	千円
	減 収 量	t	t	t	t	t	農作物異常 部分保険金	千円
	生産金額 の減少額	円	円	円	円	円		

3部（控、連合会、地方農政局統計部等）

A4判 横

- （注意） 1 本書は、災害発生の都度、概況調査を行って被害程度別の組合員等数及びその引受面積等を報告すること。
- 2 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成する。
- 3 （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
- 4 「災害の状況」欄には、災害発生の経過及び災害によって生じた作物の損傷状況、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。
- 5 「現在時の被害」欄には、既に損害通知で報告済みの被害も含めて回復状況又は進行状況を勘案し、現在時において集計して記入すること。
- 6 被害程度別（組合員等別）の区分は、補てん割合別に以下によるものとする。
- ① 補てん割合が9割の場合は、「7割以上」、「7割未満～5割超過」、「5割未満～1割超過」、「合計」、「1割以下」とする。
- ② 補てん割合が8割の場合は、「7割以上」、「7割未満～5割超過」、「5割未満～2割超過」、「合計」、「2割以下」とする。
- ③ 補てん割合が7割の場合は、「7割以上」、「7割未満～5割超過」、「5割未満～3割超過」、「合計」、「3割以下」とする。

様式例第 3 号の 6

平成 年産 水稻 登熟不良等被害調査結果取りまとめ表

平成 年 月 日

都道府県

農業共済組合（市町村）

組合員等に対する注意喚起の有無（どちらかに○）	有	
	無	

注意喚起「有」とした場合、その要因は右のどちらですか（どちらかに○）		登熟不良等被害判定システムや現地調査の結果による
		台風など外見上の被害が明らかな共済事故が発生したことによる
		主な共済事故名

地域	品種	その他要因	水稻登熟不良等被害判定システム										特記すべき事項
			気象観測施設名	出穂始期	出穂終期	出穂期間中+20日間の気象					水稻登熟不良等被害判定結果		
						最低気温		日照時間		異常値となった日数	危険信号発生回数	注意信号発生回数	
						平年値	本年	平年値	本年				

地域	左の地域内の引受戸数	品種	その他要因	現地調査		
				調査対象耕地数	水稻登熟不良等被害発生耕地数	特記すべき事項

- (注) 1. 「その他要因」欄には、地域や品種の別以外で、水稻登熟不良等被害判定システムや現地調査を行った要因があれば記載する。
2. 「異常値となった日数」欄には、出穂開始日以降 20 日間において、日ごとに、最低気温がその平年値を上回り、かつ日照時間がその平年値を下回った日数を記載する。

様式第35号

県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事 殿

第 平成 年 月 日
農業共済組合
組合長理事
市町村長 印

保険金請求書（引受方式）

金 円也（ただし、平成 年産 の支払保険金）
上記の保険金を支払われたく算出基礎を添えて請求します。

保険金請求額の算出基礎

共済事故等による種別			共済金額 円	支払共済金 円	通常標準 被害率 %	通常責任共済金額 円	支払保険金 （ア＋イ） 円	農作物通常部 分保険金 ア 円	農作物異常部 分保険金 イ 円
合 計									

異常災害組合等種別区分がある場合 4部（控、連合会、県庁、農林水産省）（特定組合にあっては5部（控、県庁、農林水産省3））
通常災害組合等種別区分のみの場合 3部（控、連合会、県庁）（特定組合にあっては2部（控、県庁））

- （注意） 1. 本書は、共済目的の種類ごと及び引受方式ごとに作成すること。
2. （引受方式）には、当該引受方式を記入すること。
3. 農業共済システムにより事務処理を行う場合はこの様式とし、以下の項目については別途データとして送信するものとする。
(1) 共済事故等による種別ごとに、単位当たり共済金額、引受戸数、引受面積、引受収量、共済金額、一筆方式（特例一筆方式にあっては特例一筆方式）超過被害の戸数・面積・共済減収量（半相殺方式は半相殺方式（特例半相殺方式にあっては特例半相殺方式）超過被害の共済金支払対象の戸数・引受面積・引受収量・被害面積・共済減収量、一筆全損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、全相殺方式は全相殺方式超過被害の共済金支払対象の戸数・引受面積・引受収量・共済減収量、一筆全損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、共済金支払対象の戸数・共済減収量）、支払共済金、支払保険金、通常責任共済金額、通常責任保険歩合、支払共済金/共済金額
(2) 品質方式及び災害収入共済方式は、共済事故等による種別ごとに、引受戸数、引受面積、基準収穫量、基準生産金額、特定農作物共済限度額、共済金額、共済金支払対象の戸数・引受面積・基準収穫量・基準生産金額・特定農作物共済限度額・減収量・生産金額の減少額、支払共済金、支払保険金、通常責任共済金額、通常責任保険歩合、支払共済金/共済金額
4. 特定組合にあっては、農林水産大臣あて提出すること。
5. 特定組合にあっては、様式第47号を本書に添えて提出すること。

様式第 8 号の 1

組合等番号	
県（都道府）農業共済組合連合会 会長理事 殿	第 平成 年 月 号 日
市町村農業共済組合 組合長理事 印 市 町 村 長 印	
保険金仮渡し請求書	
金 円也（ただし、平成 年産 の仮渡し保険金） 上記の保険金を支払われたく算出の基礎及び仮損害評価書を添えて請求します。	
保険金仮渡し請求額の算出基礎	
	() () ()
① 共済金額	円 円 円
② 支払共済金見込額	円 円 円
③ 通常標準被害率	% % %
④ 通常責任共済金額（共済金額に通常標準被害率を乗じた金額）	円 円 円
⑤ 支払保険金見込額（ア＋イ）	円 円 円
ア 農作物通常部分保険金見込額（②×通常責任保険歩合又は④×通常責任保険歩合）	円 円 円
イ 農作物異常部分保険金見込額（②－④）	円 円 円
⑥ 7割以上被害耕地、5割以上被害組合員等又は4割以上被害組合員等の支払共済金見込額	円 円 円
⑦ 共済金仮渡し必要額	円 円 円
⑧ 保険金仮渡し請求額（⑤、⑥、⑦のうち最も小さい方）	円 円 円

通常災害組合等 3部（控、連合会、県庁） A 4 判 横
異常災害組合等 4部（控、連合会、県庁、農林水産省）

（注意） 1 本書は、共済目的の種類ごとに作成する。
2 「保険金請求額の算出基礎」は、共済事故等による種別ごとに記入し、これを合計すること。共済事故等による種別が多数ある場合には、別の用紙に継続して記入すること。
共済事故等による種別は、() 内に次の例により記入すること。

例 1 合計
一筆・その他・3割

例 2 合計
半相殺・事故除外・2割

例 3 (合計) (一筆・その他・3割) (一筆・事故除外・3割)

例 4 (合計) (一筆・その他・3割) (一筆・事故除外・3割) (全相殺・その他・1割)

例 5 (合計) (一筆・その他・3割) (一筆・事故除外・4割) (全相殺・その他・1割) (全相殺・その他・3割)

特例一筆方式の場合
例 合計
一筆・その他・3 (2) 割

特例半相殺方式の場合
例 合計
半相殺・その他・2 (1.5) 割

3 ⑥は、一筆方式は7割以上被害耕地、半相殺方式は5割以上被害組合員等、全相殺方式は4割以上被害組合員等のものを記入し、該当事項を○で囲むこと。

4 ⑦は、仮渡し実施被害割合が一筆方式は7割未満、半相殺方式は5割未満、全相殺方式は4割未満の場合は、一筆方式は7割以上とそれ以外、半相殺方式は5割以上とそれ以外、全相殺方式は4割以上とそれ以外とに区分して記入すること。

5 ⑧は、仮渡し実施被害割合が一筆方式は7割未満、半相殺方式は5割未満、全相殺方式は4割未満のときは、⑤、⑥及び⑦のうち一筆方式は7割以上被害耕地、半相殺方式は5割以上被害組合員等、全相殺方式は4割以上被害組合員等のものの中から最も小さいものを下段に() 書きで記入すること。

6 本書には様式第8号の2の(1)、第8号の2の(2)及び第8号の2の(3)を3部添付すること。

様式第8号の2の(1)

平成 年産(共済目的) 仮損害評価書
(一筆方式)

共済事故等による種別

市町村農業共済組合
市 町 村

単 位 当 たり 共済金額	引受戸数	引受面積	引受収量	共済金額	○ 割 以 上 被 害				
					戸 数	面 積	共 済 減収量	支 払 共済金	共済金 仮渡し 必要額
計	戸	a	kg	円	戸	a	kg	円	円
円									

被 害 程 度 別							
被害程度	被害面積	共済減収量	支払共済金	通常責任 共済金額	支払保険金	支払共済金 共 済 金 額	
合 計	a	kg	円	円	円	%	
3割超過7割未満				備考			
7割以上10割未満							
収獲皆無、移植(発芽)不能、転作等							

4部(控、連合会、県庁、農林水産省)(特定組合にあっては5部(控、県庁、農林水産省3)) A4判 横
(注意) 1 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成する。

2 (共済目的)には、当該共済目的の種類を記入する。

3 ○割以上被害の欄には仮渡しをする耕地について引受通知書の単位当たり共済金額別に、取りまとめること。

また、仮渡実施被害割合が7割未満の場合には、当該欄を7割以上被害とそれ以外とに区分して作成すること。

4 被害程度別欄の被害程度区分は、支払開始損害割合ごとに以下によるものとし、組合等の全区域の一筆方式超過被害耕地について取りまとめること。なお、○には仮渡実施被害割合を記入すること。

① 支払開始損害割合が3割の場合は、「合計」、「3割超過○割未満」、「○割超過7割未満」、「7割超過10割未満」、「収穫皆無、移植(発芽)不能、転作等」とする。

② 支払開始損害割合が4割の場合は、「合計」、「4割超過○割未満」、「○割超過7割未満」、「7割超過10割未満」、「収穫皆無、移植(発芽)不能、転作等」とする。

③ 支払開始損害割合が5割の場合は、「合計」、「5割超過○割未満」、「○割超過7割未満」、「7割超過10割未満」、「収穫皆無、移植(発芽)不能、転作等」とする。

5 単位当たり共済金額、引受戸数、引受面積、引受収量及び共済金額は引受通知書から転記すること。

6 支払保険金は、支払共済金合計が通常責任共済金額以下である場合は支払共済金合計に通常責任保険歩合を乗じて得た金額、支払共済金合計が通常責任共済金額を超える場合はその超える部分と、通常責任共済金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額とを合計して得た金額を記入する。

また、特定組合の支払保険金は、支払共済金合計が通常責任共済金額を超える場合に支払共済金から通常責任共済金額を差し引いて得た金額を記入する。

7 特例一筆方式にあっては、「共済事故等による種別」欄の「支払開始損害割合」は、以下による割合を記入する。

① 支払開始損害割合が3割の場合には、「3(2)割」と記入する。

② 支払開始損害割合が4割の場合には、「4(3)割」と記入する。

③ 支払開始損害割合が5割の場合には、「5(4)割」と記入する。

8 特例一筆方式にあっては、被害程度別欄の被害程度区分を、支払開始損害割合ごとに以下によるものとし、組合等の全区域の特例一筆方式超過被害耕地について取りまとめること。なお、○には仮渡実施被害割合を記入すること。

① 支払開始損害割合が3割の場合は、「合計」、「2割超過○割未満」、「○割超過7割未満」、「7割超過10割未満」、「収穫皆無、移植(発芽)不能、転作等」とする。

② 支払開始損害割合が4割の場合は、「合計」、「3割超過○割未満」、「○割超過7割未満」、「7割超過10割未満」、「収穫皆無、移植(発芽)不能、転作等」とする。

③ 支払開始損害割合が5割の場合は、「合計」、「4割超過○割未満」、「○割超過7割未満」、「7割超過10割未満」、「収穫皆無、移植(発芽)不能、転作等」とする。

様式第8号の2の(2)

平成 年産(共済目的)仮損害評価書
(半相殺方式)

共済事故等による種別

市町村農業共済組合
市 町 村

単 位 当 たり 共済金額	引受戸数	引受面積	引受収量	共済金額	○ 割 以 上 被 害				
					戸 数	面 積	共 済 減収量	支 払 共済金	共済金 仮渡し 必要額
計	戸	a	kg	円	戸	a	kg	円	円
円									

被 害 程 度 別							
被害程度	被害面積	共済減収量	支払共済金	通常責任 共済金額	支払保険金	支払共済金 共 済 金 額	
合 計	a	kg	円	円	円	%	
うち皆無等耕地共済減収量				備			
2割超過 5割未満							
うち皆無等耕地共済減収量							
5割以上				考			
うち皆無等耕地共済減収量							

4部(控、連合会、県庁、農林水産省)(特定組合にあっては5部(控、県庁、農林水産省3)) A4判 横

(注意) 1 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成する。

2 (共済目的)には、当該共済目的の種類を記入する。

3 ○割以上被害の欄には仮渡しをする組合員等について引受通知書の単位当たり共済金額別に、取りまとめること。また、仮渡し実施被害割合が5割未満の場合には、当該欄を5割以上被害とそれ以外とに区分して作成すること。

4 被害程度別欄の被害程度区分は、支払開始損害割合ごとに以下によるものとし、組合等の全区域の半相殺方式超過被害組合員等について取りまとめること。なお、○には仮渡し実施被害割合を記入すること。

① 支払開始損害割合が2割の場合は、「合計(うち皆無等耕地共済減収量)」、「2割超過○割未満(うち皆無等耕地共済減収量)」、「○割超過5割未満(うち皆無等耕地共済減収量)」、「5割以上(うち皆無等耕地共済減収量)」とする。

② 支払開始損害割合が3割の場合は、「合計(うち皆無等耕地共済減収量)」、「3割超過○割未満(うち皆無等耕地共済減収量)」、「○割超過5割未満(うち皆無等耕地共済減収量)」、「5割以上(うち皆無等耕地共済減収量)」とする。

③ 支払開始損害割合が4割の場合は、「合計(うち皆無等耕地共済減収量)」、「4割超過○割未満(うち皆無等耕地共済減収量)」、「○割超過5割未満(うち皆無等耕地共済減収量)」、「5割以上(うち皆無等耕地共済減収量)」とする。

5 単位当たり共済金額、引受戸数、引受面積、引受収量及び共済金額は引受通知書から転記すること。

6 支払保険金は、支払共済金合計が通常責任共済金額以下である場合は支払共済金合計に通常責任保険歩合を乗じて得た金額、支払共済金合計が通常責任共済金額を超える場合はその超える部分と、通常責任共済金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額とを合計して得た金額を記入する。

また、特定組合の支払保険金は、支払共済金合計が通常責任共済金額を超える場合に支払共済金から通常責任共済金額を差し引いて得た金額を記入する。

7 特例半相殺方式にあっては、「共済事故等による種別」欄の「支払開始損害割合」は、以下による割合を記入する。

① 支払開始損害割合が3割の場合には、「2(1.5)割」と記入する。

② 支払開始損害割合が4割の場合には、「3(2.5)割」と記入する。

③ 支払開始損害割合が5割の場合には、「4(3.5)割」と記入する。

8 特例半相殺方式にあっては、被害程度別欄の被害程度区分を、支払開始損害割合ごとに以下によるものとし、組合等の全区域の特例半相殺方式超過被害組合員等について取りまとめること。なお、○には仮渡し実施被害割合を記入すること。

① 支払開始損害割合が2割の場合は、「合計(うち皆無等耕地共済減収量)」、「1.5割超過○割未満(うち皆無等耕地共済減収量)」、「○割超過5割未満(うち皆無等耕地共済減収量)」、「5割以上(うち皆無等耕地共済減収量)」とする。

② 支払開始損害割合が3割の場合は、「合計(うち皆無等耕地共済減収量)」、「2.5割超過○割未満(うち皆無等耕地共済減収量)」、「○割超過5割未満(うち皆無等耕地共済減収量)」、「5割以上(うち皆無等耕地共済減収量)」とする。

③ 支払開始損害割合が4割の場合は、「合計(うち皆無等耕地共済減収量)」、「3.5割超過○割未満(うち皆無等耕地共済減収量)」、「○割超過5割未満(うち皆無等耕地共済減収量)」、「5割以上(うち皆無等耕地共済減収量)」とする。

様式第8号の2の(3)

平成 年産(共済目的)仮損害評価書

(全相殺方式)

共済事故等による種別

市町村農業共済組合
市 町 村

単 位 当 たり 共済金額	引受戸数	引受面積	引受収量	共済金額	○ 割 以 上 被 害				
					戸 数	引 受 面 積	共 済 減収量	支 払 共済金	共済金 仮渡し 必要額
計	戸	a	kg	円	戸	a	kg	円	円
円									

被 害 程 度 別						
被害程度	被害組合員等 の引受面積	共済減収量	支払共済金	通常責任 共済金額	支払保険金	支払共済金 共済金額
合 計	a	kg	円	円	円	%
1割超過4割未満				備 考		
4割以上						

4部(控、連合会、県庁、農林水産省)(特定組合にあっては5部(控、県庁、農林水産省3)) A4判 横

(注意) 1 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成する。

2 (共済目的)には、当該共済目的の種類を記入する。

3 ○割以上被害の欄には仮渡しをする組合員等について引受通知書の単位当たり共済金額別に、取りまとめること。また、仮渡し実施被害割合が4割未満の場合には、当該欄を4割以上被害とそれ以外とに区分して作成すること。

4 被害程度別欄の被害程度区分は、支払開始損害割合ごとに以下によるものとし、組合等の全区域の全相殺方式超過被害組合員等について取りまとめること。なお、○には仮渡し実施被害割合を記入すること。

① 支払開始損害割合が1割の場合は、「合計」、「1割超過○割未満」、「○割超過4割未満」、「4割以上」とする。

② 支払開始損害割合が2割の場合は、「合計」、「2割超過○割未満」、「○割超過4割未満」、「4割以上」とする。

③ 支払開始損害割合が3割の場合は、「合計」、「3割超過○割未満」、「○割超過4割未満」、「4割以上」とする。

5 単位当たり共済金額、引受戸数、引受面積、引受収量及び共済金額は引受通知書から転記すること。

6 支払保険金は、支払共済金合計が通常責任共済金額以下である場合は支払共済金合計に通常責任保険歩合を乗じて得た金額、支払共済金合計が通常責任共済金額を超える場合はその超える部分と、通常責任共済金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額とを合計して得た金額を記入する。

また、特定組合の支払保険金は、支払共済金合計が通常責任共済金額を超える場合に支払共済金から通常責任共済金額を差し引いて得た金額を記入する。

様式第36号

県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事 殿

平成 年 月 日
第 号
農業共済組合
組合長理事
市町村長 印

保険金追加請求書（引受方式）

金 円也（ただし、平成 年産 の保険金追加請求額）
上記の保険金追加請求額を支払われたく算出基礎を添えて請求します。

保険金追加請求額の算出基礎

共済事故等による種別	共済金額 円	支払共済金 円	通常標準 被害率 %	通常責任 共済金額 円	支払保険金 （ア＋イ） 円	農作物通常 部分保険金 ア 円	農作物異常 部分保険金 イ 円	保険金仮 渡し受高 円	差引保険金 追加請求額 円
合 計									

異常災害組合等種別区分がある場合 4部（控、連合会、県庁、農林水産省）（特定組合にあっては5部（控、県庁、農林水産省3））
通常災害組合等種別区分のみの場合 3部（控、連合会、県庁）（特定組合にあっては2部（控、県庁））

- （注意） 1. 本書は、共済目的の種類ごと及び引受方式ごとに作成すること。
2. （引受方式）には、当該引受方式を記入すること。
3. 農業共済システムにより事務処理を行う場合はこの様式とし、以下の項目については別途データとして送信するものとする。
（1） 共済事故等による種別ごとに、単位当たり共済金額、引受戸数、引受面積、引受収量、共済金額、一筆方式（特例一筆方式にあっては、特例一筆方式）超過被害の戸数・面積・共済減収量（半相殺方式は半相殺方式（特例半相殺方式にあっては、特例半相殺方式）超過被害の共済金支払対象の戸数・引受面積・引受収量・被害面積・共済減収量、一筆全損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、全相殺方式は全相殺方式超過被害の共済金支払対象の戸数・引受面積・引受収量・共済減収量、一筆全損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、共済金支払対象の戸数・共済減収量）、支払共済金、支払保険金、通常責任共済金額、通常責任保険歩合、支払共済金/共済金額
（2） 品質方式及び災害収入共済方式は、共済事故等による種別ごとに、引受戸数、引受面積、基準収穫量、基準生産金額、特定農作物共済限度額、共済金額、共済金支払対象の戸数・引受面積・基準収穫量・基準生産金額・特定農作物共済限度額・減収量・生産金額の減少額、支払共済金、支払保険金、通常責任共済金額、通常責任保険歩合、支払共済金/共済金額
4. 特定組合にあっては、農林水産大臣あて提出すること。また、表中「保険金仮渡し受高」を「保険金概算払受高」に読み替えるものとする。
5. 特定組合にあっては、様式第47号を本書に添えて提出すること。また、通常災害特定組合種別区分が損害評価決定の結果、異常災害特定組合種別区分となった場合については様式第45号によって追加認定申請書を本書に添えて提出すること。

様式第 4 1 号の 1

農林水産大臣 殿

第 号
平成 年 月 日
県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事 印

平成 年産 の連合会当初評価高について別紙のとおり組合等種別区分について認定したので、下記により報告する。
併せて共済減収量又は減収量及び生産金額の減少額の認定および承認を申請する。

平成 年産 連合会当初評価高報告書（引受方式）

実引受組合等数	
実被害組合等数	
実無被害組合等数	

共済事故等による種別			引受組合等数	被害組合等数	通常災害見込組合等数	異常災害見込組合等数	無被害組合等数
合 計							

支払共済金見込額	
支払保険金見込額	
支払再保険金見込額	

災 害 の 種 類	被 害 地 区

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）
（注意） 1．本書は、共済目的の種類ごと及び引受方式ごとに作成すること。
2．（引受方式）には、当該引受方式を記入すること。

様式第 4 1 号の 2

支払共済金等見込額の算出基礎（一筆方式）

平成 年 月 日

共済目的	
------	--

共済事故等による種別		支払共済金見込額 ①＝②＋③ 円	（特例）一筆方式超過被害耕地の支払共済金見込額 ② 円	収穫皆無、移植（発芽）不能、転作等耕地の支払共済金見込額 ③ 円	支払保険金見込額 円	支払再保険金見込額 円
合 計	3 割					
	4 割					
	5 割					
	計					
一 般	3 割					
	4 割					
	5 割					
	計					
事故除外方式	3 割					
	4 割					
	5 割					
	計					

共済事故等による種別		組合 等 数	（特例）一筆方式超過被害		収穫皆無		移植（発芽）不能		転作等		合 計	
			面積 a	共済減収量 kg	面積 a	共済減収量 kg	面積 a	共済減収量 kg	面積 a	共済減収量 kg	面積 a	共済減収量 kg
合 計	3 割											
	4 割											
	5 割											
	計											
一 般	3 割											
	4 割											
	5 割											
	計											
事故除外方式	3 割											
	4 割											
	5 割											
	計											

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）
（注意） 1. 共済目的の種類ごとに作成すること。
2. 本書は、様式第41号の 1 に添付すること。
3. 特例一筆方式の「共済事故等による種別」区分は、支払開始損害割合が 3 割の場合は「3（2）割」と、4 割の場合は「4（3）割」と、5 割の場合は「5（4）割」とする。

様式第 4 1 号の 3

支払共済金等見込額の算出基礎（半相殺方式）

共済目的	
------	--

平成 年 月 日

共済事故等による種別		支払共済金見込額 ①＝②＋③ 円	（特例）半相殺方式超過被害により支払われる共済金見込額 ② 円	一筆全損被害により特例支払となる共済金見込額 ③ 円	支払保険金見込額 円	支払再保険金見込額 円
合 計	2 割					
	3 割					
	4 割					
	計					
一 般	2 割					
	3 割					
	4 割					
	計					
事故除外方式	2 割					
	3 割					
	4 割					
	計					

共済事故等による種別		組 合 等 数	支払対象区分	被害組合 員等数 戸	被害面積 a	共済減収量 kg	皆無等耕地共 済減収量以外 の共済減収量 kg	皆無等耕地 共済減収量 kg
合 計	2 割		2 割超過被害の支払対象					
			一筆全損被害の支払対象					
			計					
	3 割		3 割超過被害の支払対象					
			一筆全損被害の支払対象					
			計					
	4 割		4 割超過被害の支払対象					
			一筆全損被害の支払対象					
			計					
	計		（特例）半相殺方式超過被害の支払対象					
			一筆全損被害の支払対象					
			計					

一 般	2 割		2 割超過被害の支払対象						
			一筆全損被害の支払対象						
			計						
	3 割		3 割超過被害の支払対象						
			一筆全損被害の支払対象						
			計						
	4 割		4 割超過被害の支払対象						
			一筆全損被害の支払対象						
			計						
	計		(特例) 半相殺方式超過被害の支払対象						
			一筆全損被害の支払対象						
			計						
事故除外方式	2 割		2 割超過被害の支払対象						
			一筆全損被害の支払対象						
			計						
	3 割		3 割超過被害の支払対象						
			一筆全損被害の支払対象						
			計						
	4 割		4 割超過被害の支払対象						
			一筆全損被害の支払対象						
			計						
	計		(特例) 半相殺方式超過被害の支払対象						
			一筆全損被害の支払対象						
			計						

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）

（注意） 1. 本書は、共済目的の種類ごとに作成すること。

2. 本書は、様式第41号の1に添付すること。

3. 特例半相殺方式の「共済事故等による種別」区分は、支払開始損害割合が2割の場合は「2（1.5）割」と、3割の場合は「3（2.5）割」と、4割の場合は「4（3.5）割」とする。

様式第 4 1 号の 4

支払共済金等見込額の算出基礎（全相殺方式）

共済目的	
------	--

平成 年 月 日

共済事故等による種別		支払共済金見込額 ①=②+③ 円	全相殺方式超過被害により 支払われる共済金見込額 ② 円	一筆全損被害により特例 支払となる共済金見込額 ③ 円	支払保険金見込額 円	支払再保険金見込額 円
合 計	1 割					
	2 割					
	3 割					
	計					
一 般	1 割					
	2 割					
	3 割					
	計					
事故除外方式	1 割					
	2 割					
	3 割					
	計					

共済事故等による種別		組合等数	支払対象区分	被害組合員等数 戸	引受面積 a	被害面積 a	共済減収量 ①=②+③+④ kg	③及び④以外の共済減収量 ② kg	すべての耕地が施設搬入の組合員等の共済減収量 ③ kg	すべての耕地が収穫皆無等に該当する組合員等の共済減収量④ kg
合 計	1 割		1 割超過被害の支払対象							
			一筆全損被害の支払対象							
			計							
	2 割		2 割超過被害の支払対象							
			一筆全損被害の支払対象							
			計							
	3 割		3 割超過被害の支払対象							
			一筆全損被害の支払対象							
			計							
	計		全相殺方式超過被害の支払対象							
			一筆全損被害の支払対象							
			計							
	1 割		1 割超過被害の支払対象							
			一筆全損被害の支払対象							

一 般	2 割		計						
			2 割超過被害の支払対象						
			一筆全損被害の支払対象						
	3 割		計						
			3 割超過被害の支払対象						
			一筆全損被害の支払対象						
	計		計						
			全相殺方式超過被害の支払対象						
			一筆全損被害の支払対象						
事故除外方式	1 割		計						
			1 割超過被害の支払対象						
			一筆全損被害の支払対象						
	2 割		計						
			2 割超過被害の支払対象						
			一筆全損被害の支払対象						
	3 割		計						
			3 割超過被害の支払対象						
			一筆全損被害の支払対象						
	計		計						
			全相殺方式超過被害の支払対象						
			一筆全損被害の支払対象						
		計							

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）
（注意） 1. 本書は、共済目的の種類ごとに作成すること。
2. 本書は、様式第41号の1に添付すること。

様式第 4 1 号の 5

支払共済金等見込額の算出基礎（品質方式又は災害収入共済方式）

共済目的	
------	--

平成 年 月 日

補てん割合	支払共済金見込額 (総 数)	支払保険金見込額	支払再保険金見込額
	円	円	円
9 割			
8 割			
7 割			
計			

補てん割合	組合等数	被害組合員等数	引受面積	減収量	生産金額 の減少額
			a	kg	円
9 割					
8 割					
7 割					
計					

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）

（注意） 1．本書は、共済目的の種類ごとに作成すること。

2．本書は、様式第41号の 1 に添付すること。

様式第42号

平成 年産 組合等別連合会当初評価高報告書
(一 筆 方 式)

共済目的		
------	--	--

共済事故等による種別	
火災	100
盗難	100
水災	100
地震	100
暴風	100
落石	100
その他	100
合計	100

農業共済組合連合会

[illegible]

上段	面積 (a)
----	--------

下段	共済減収量 (kg)
1	100
2	100
3	100
4	100
5	100
6	100
7	100
8	100
9	100
10	100
11	100
12	100
13	100
14	100
15	100
16	100
17	100
18	100
19	100
20	100
21	100
22	100
23	100
24	100
25	100
26	100
27	100
28	100
29	100
30	100
31	100
32	100
33	100
34	100
35	100
36	100
37	100
38	100
39	100
40	100
41	100
42	100
43	100
44	100
45	100
46	100
47	100
48	100
49	100
50	100
51	100
52	100
53	100
54	100
55	100
56	100
57	100
58	100
59	100
60	100
61	100
62	100
63	100
64	100
65	100
66	100
67	100
68	100
69	100
70	100
71	100
72	100
73	100
74	100
75	100
76	100
77	100
78	100
79	100
80	100
81	100
82	100
83	100
84	100
85	100
86	100
87	100
88	100
89	100
90	100
91	100
92	100
93	100
94	100
95	100
96	100
97	100
98	100
99	100
100	100

連合会異常責任保有保険金額	円
---------------	---

4部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）

(注意) 1. 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成すること。

2. 本書は、様式第41号の1及び第41号の2とともに報告すること。

3. 「〇割」は、支払開始損害割合と同じ割合とするが、特例一筆方式にあっては、支払開始損害割合が3割の場合は2割、4割の場合は3割、5割の場合は4割とする。

様式第43号

平成 年産 組合等別連合会当初評価高報告書

(半 相 殺 方 式)

共済目的		
------	--	--

共済事故等による種別	
火災	100
盗難	100
水災	100
地震	100
暴風	100
落石	100
その他	100

農業共済組合連合会

[illegible]

上段	被害面積 (a)

主段	段首面積 (a)
下段	共濟減収量 (kg)

連合会異常責任保有保険金額	
---------------	--

4部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）

(注意) 1. 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成すること。

2. 本書は、様式第41号の1及び第41号の3とともに報告すること。

3. 「〇割」は、支払開始損害割合と同じ割合とするが、特例半相殺方式にあっては、支払開始損害割合が2割の場合は1.5割、3割の場合は2.5割、4割の場合は3.5割とする。

様式第44号

平成 年産 組合等別連合会当初評価高報告書
(全 相 殺 方 式)

共済目的		
------	--	--

共済事故等による種別	
火災	100
盗難	100
水災	100
地震	100
風災	100
雷災	100
暴風雨	100
その他	100

農業共済組合連合会

[illegible]

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）

連合会異常責任保有保険金額	
---------------	--

(注意) 1. 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成すること。

2. 本書は、様式第41号の1及び第41号の3とともに報告すること。

3. 「○割」は、支払開始損害割合と同じ割合とする。

様式第 5 5 号

平成 年産 組合等別連合会当初評価高報告書
(品質方式又は災害収入共済方式)

共済目的		共済事故等による種別		県（都道府）農業共済組合連合会										
組合等 番号	組合等 名	共済金支払対象			出荷数量等調査分			実測調査分			支払共 済金見 込額	通常責 任共済 金額	支払保 険金見 込額	農作物 異常部 分保険 金
		引受面 積	減収量	生産金 額の減 少額	引受面 積	減収量	生産金 額の減 少額	引受面 積	減収量	生産金 額の減 少額				
		a	kg	円	a	kg	円	a	kg	円	円	円	円	円
合	計													

連合会異常責任保有保険金額 円

- 4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省）
- （注意） 1．本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成すること。
- 2．本書は、様式第41号の 1 及び第41号の 5 とともに報告すること。
- 3 水稲の品質方式において、実測の方法により現地評価を行った結果から損害高を取りまとめた場合にあっては、本様式中「共済金支払対象」欄の内訳として、「出荷数量等調査分」欄と「実測調査分」欄を記入すること。

様式第5号の3の(1)

農林水産大臣

殿

第 平成 年 月 日
県(都道府) 農業共済組合連合会
会長理事 印

平成 年産(共済目的)損害通知書(第 回速報 月 日現在調査)
(一筆方式)

共済事故等による種別

災害の 種類	発生日	被害程度別面積								被害地区
	終了日	皆無	10～9	9～7	7～5	5～3	移植 (発芽) 不能	計	3～0	
今 回 の 被 害	月 日	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
	月 日									
	月 日									
	月 日									
	月 日									
	月 日									
	月 日									
計										
災害の状況										
現在の被害面積		ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
支払共済金 見込額	千円	支払保険金 見込額	千円	支払再保険金 見込額	千円	被害率	面積 金額	%	%	

- 4部(控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省) A4判横
- (注意) 1 連合会は、災害発生の都度、組合等からの損害通知(様式3号の5の(1))及び連合会の概況調査の結果を取りまとめて報告すること。
- 2 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成する。
- 3 (共済目的)には、当該共済目的の種類を記入する。
- 4 「被害地区」欄には組合等名を記入すること。
- 5 転作等耕地は、被害程度の該当する欄に記入すること。
- 6 「災害の状況」欄には、災害発生の経過、作物の損傷状況及び損害防止の状況を記入すること。
- 7 「現在の被害面積」欄は、既に損害通知書で報告済みの被害も含めて回復状況又は進行状況を勘案し、現在時において集計して記入すること。
- 8 被害程度別面積の区分は、支払開始損害割合別に以下によるものとする。
- ① 支払開始損害割合が3割の場合は、「皆無」、「10～9」、「9～7」、「7～5」、「5～3」、「移植(発芽)不能」、「計」、「3～0」とする。
- ② 支払開始損害割合が4割の場合は、「皆無」、「10～9」、「9～7」、「7～5」、「5～4」、「移植(発芽)不能」、「計」、「4～0」とする。
- ③ 支払開始損害割合が5割の場合は、「皆無」、「10～9」、「9～7」、「7～5」、「移植(発芽)不能」、「計」、「5～0」とする。
- 9 支払共済金見込額は、一筆方式超過被害面積(移植又は発芽不能を含む。)について次式によって算出すること。
- ① 県平均実行基準単収×(1-支払開始損害割合)＝平均引受単収
- ② 県平均実行基準単収×一筆方式超過被害地無被害換算面積＝一筆方式超過被害地生産量
- ③ ①×一筆方式超過被害地面積＝一筆方式超過被害地引受収量
- ④ ③-②＝共済減収量
- ⑤ 県平均単位当たり共済金額×④＝支払共済金見込額
- 一筆方式超過被害地無被害換算面積は、支払開始損害割合別に以下による係数をそれぞれの被害程度に乗じて得た面積とすること。
- ア 支払開始損害割合が3割の場合は、収穫皆無は0、10～9は0.05、9～7は0.2、7～5は0.4、5～3は0.6、移植(発芽)不能は0.35。
- イ 支払開始損害割合が4割の場合は、収穫皆無は0、10～9は0.05、9～7は0.2、7～5は0.4、5～4は0.55、移植(発芽)不能は0.3。
- ウ 支払開始損害割合が5割の場合は、収穫皆無は0、10～9は0.05、9～7は0.2、7～5は0.4、移植(発芽)不能は0.25。
- 10 特例一筆方式にあつては、「共済事故等による種別」欄の支払開始損害割合は、以下による割合を記入する。
- ① 支払開始損害割合が3割の場合には、「3(2)割」と記入する。
- ② 支払開始損害割合が4割の場合には、「4(3)割」と記入する。
- ③ 支払開始損害割合が5割の場合には、「5(4)割」と記入する。
- 11 特例一筆方式にあつては、被害程度別面積の区分を、支払開始損害割合別に以下の区分とする。
- ① 支払開始損害割合が3割の場合は、「皆無」、「10～9」、「9～7」、「7～5」、「5～2」、「移植(発芽)不能」、「計」、「2～0」とする。
- ② 支払開始損害割合が4割の場合は、「皆無」、「10～9」、「9～7」、「7～5」、「5～3」、「移植(発芽)不能」、「計」、「3～0」とする。
- ③ 支払開始損害割合が5割の場合は、「皆無」、「10～9」、「9～7」、「7～5」、「5～4」、「移植(発芽)不能」、「計」、「4～0」とする。
- 12 特例一筆方式にあつては、支払共済金見込額は、支払開始損害割合が3割の場合は2割超過被害面積(移植又は発芽不能を含む。)について、4割の場合は3割超過被害面積(移植又は発芽不能を含む。)について、5割の場合は4割超過被害面積(移植又は発芽不能を含む。)について次式によって算出すること。
- ① 損害通知(速報)組合等に係る連合会平均10アール当たり共済金額＝損害通知(速報)組合等の共済金額の連合会合計÷損害通知(速報)組合等の引受面積の連合会合計
- ② 10アール当たり支払共済金見込額(損害割合別)＝損害通知(速報)組合等に係る連合会平均10アール当たり共済金額×損害割合(中央値)に係る支払割合
- ③ 支払共済金見込額(損害割合別)＝②×面積(損害割合別)
- ④ 支払共済金見込額＝Σ支払共済金見込額(損害割合別)＋移植不能等耕地の支払共済金見込額
- ※ 移植不能等に係る損害割合は、支払開始損害割合が3割の場合は65/100、4割の場合は70/100、5割の場合は75/100とする。

様式第5号の3の(2)

農林水産大臣
殿

第 平成 年 月 号
県(都道府) 農業共済組合連合会
会長理事 印

平成 年産(共済目的)損害通知書(第 回速報 月 日現在調査)
(半相殺方式)

災害の種類		被害程度別(組合員等別)		発生月日		終了月日		共済事故等による種別	
		5割以上	5割未満 ~ 2割超過	合計	左のうち		2割以下	被害地区	
					皆無	移植(発芽)不能			
今回の被害	被害戸数	戸	戸	戸			戸		
	被害面積	ha	ha	ha	ha	ha	ha		
	減収量	t	t	t	t	t	t		
	共済減収量	t	t	t					
	災害の状況								
現在の被害	被害戸数	戸	戸	戸			戸	支払共済金見込額	千円
	被害面積	ha	ha	ha	ha	ha	ha	支払保険金見込額	千円
	減収量	t	t	t	t	t	t	支払再保険金見込額	千円
	共済減収量	t	t	t				被害率	面積 金額 %

4部(控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省)
(注意) 1 連合会は、災害発生都度の組合等からの損害通知(様式第3号の5の(2)及び連合会の概況調査の結果)を取りまとめて報告すること。
2 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成する。
3 (共済目的)には、当該共済目的の種類を記入する。
4 「被害地区」欄には組合等名を記入すること。
5 「災害の状況」欄には災害発生の経過、作物の損傷状況及び損害防止の状況等を記入すること。
6 「現在の被害」欄は、既に損害通知書で報告済みの被害も含めて回復状況又は進行状況を勘案し現在時に集計して記入すること。
7 被害程度別(組合員等別)の区分は、支払開始損害割合別に以下によるものとする。
① 支払開始損害割合が2割の場合は、「5割以上」、「5割未満~2割超過」、「合計」、「2割以下」とする。
② 支払開始損害割合が3割の場合は、「5割以上」、「5割未満~3割超過」、「合計」、「3割以下」とする。
③ 支払開始損害割合が4割の場合は、「5割以上」、「5割未満~4割超過」、「合計」、「4割以下」とする。
8 「支払共済金見込額」の欄は、半相殺方式超過被害組合員等について、次により算出すること。
① 引受面積×県平均実行基準単収×支払開始損害割合
② 被害面積×県平均実行基準単収
③ 被害面積×その平均見込単収(移植又は発芽不能の耕地については、支払開始損害割合が2割の場合は基準単収に0.4を乗じたものを、3割の場合は基準単収に0.35を乗じたものを、4割の場合は基準単収に0.3を乗じたものを見込単収とする。)
④ 減収量=②-③
⑤ 共済減収量=④-①
⑥ 支払共済金見込額=県平均単位当たり共済金額×⑤
9 特例半相殺方式にあつては、「共済事故等による種別」欄の支払開始損害割合は、以下による割合を記入する。
① 支払開始損害割合が2割の場合には、「2(1.5)割」と記入する。
② 支払開始損害割合が3割の場合には、「3(2.5)割」と記入する。
③ 支払開始損害割合が4割の場合には、「4(3.5)割」と記入する。
10 特例半相殺方式にあつては、被害程度別(組合員等別)の区分を、支払開始損害割合別に以下の区分とする。
① 支払開始損害割合が2割の場合は、「5割以上」、「5割未満~1.5割超過」、「合計」、「1.5割以下」とする。
② 支払開始損害割合が3割の場合は、「5割以上」、「5割未満~2.5割超過」、「合計」、「2.5割以下」とする。
③ 支払開始損害割合が4割の場合は、「5割以上」、「5割未満~3.5割超過」、「合計」、「3.5割以下」とする。
11 特例半相殺方式にあつては、支払共済金見込額は、支払開始損害割合が2割の場合は1.5割超過被害組合員等について、3割の場合は2.5割超過被害組合員等について、4割の場合は3.5割超過被害組合員等について次式によって算出すること。
① 損害通知(速報)組合等に係る連合会平均10アール当たり共済金額=損害通知(速報)組合等の共済金額の連合会合計÷損害通知(速報)組合等の引受面積の連合会合計
② 10アール当たり支払共済金見込額(損害割合別)=損害通知(速報)組合等に係る連合会平均10アール当たり共済金額×損害割合(中央値)に係る支払割合
③ 支払共済金見込額(損害割合別)=②×面積(損害割合別)
④ 支払共済金見込額=Σ支払共済金見込額(損害割合別)+移植不能等耕地の支払共済金見込額
※ 移植不能等に係る損害割合は、支払開始損害割合が2割の場合は60/100、3割の場合は65/100、4割の場合は70/100とする。

様式第5号の3の(3)

農林水産大臣

殿

第 号
平成 年 月 日

県(都道府)農業共済組合連合会
会長理事 印

平成 年産(共済目的)損害通知書(第 回速報 月 日現在調査)

(全相殺方式)

共済事故等による種別

災害の種類		害		発生月日		月		日		終了月日		月		日	
		被害程度別(組合員等別)						被害地区							
		4割以上	4割未満 ～ 1割超過	合計	左のうち		1割以下								
					皆無	移植(発芽)不能									
今回の被害	被害戸数	戸	戸	戸			戸								
	引受面積	ha	ha	ha	ha	ha	ha								
	減収量	t	t	t	t	t	t								
	共済減収量	t	t	t											
	災害の状況														
現在時の被害	被害戸数	戸	戸	戸			戸	支払共済金 見込額	千円						
	引受面積	ha	ha	ha	ha	ha	ha	支払保険金 見込額	千円						
	減収量	t	t	t	t	t	t	支払再保険金 見込額	千円						
	共済減収量	t	t	t				被害率	面積	%					
									金額	%					

4部(控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省)

A4判横

- (注意) 1 連合会は、災害発生の都度、組合等からの損害通知(様式第3号の5の(3))及び連合会の概況調査の結果を取りまとめて報告すること。
- 2 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成する。
- 3 (共済目的)には、当該共済目的の種類を記入する。
- 4 「被害地区」欄には組合等名を記入すること。
- 5 「災害の状況」欄には、災害発生の経過、作物の損傷状況及び損害防止の状況等を記入すること。
- 6 「現在時の被害」欄は、既に損害通知書で報告済みの被害も含めて回復状況又は進行状況を勘案し、現在時において集計して記入すること。
- 7 被害程度別(組合員等別)の区分は、支払開始損害割合に以下によるものとする。
- ① 支払開始損害割合が1割の場合は、「4割以上」、「4割未満～1割超過」、「合計」、「1割以下」とする。
- ② 支払開始損害割合が2割の場合は、「4割以上」、「4割未満～2割超過」、「合計」、「2割以下」とする。
- ③ 支払開始損害割合が3割の場合は、「4割以上」、「4割未満～3割超過」、「合計」、「3割以下」とする。
- 8 「支払共済金見込額」の欄は、全相殺方式超過被害組合員等について、次により算出すること。
- ① 引受面積×組合等平均実行基準単収×(1－支払開始損害割合)
- ② 引受面積×当該組合員等の平均見込単収の合計(移植又は発芽不能の耕地については、支払開始損害割合が1割の場合は基準単収に0.45を乗じたものを、2割の場合は基準単収に0.4を乗じたものを、3割の場合は基準単収に0.35を乗じたものを見込単収とする。)
- ③ 共済減収量＝①－②
- ④ 支払共済金見込額＝県平均単位当たり共済金額×③

様式第5号の3の(4)

第 号
平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事 印

平成 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）
（品質方式又は災害収入共済方式）

共済事故等による種別

災害の種類		害		発生月日		月 日		終了月日		月 日	
		被 害 程 度 別 （ 組 合 員 等 別 ）					被 害 地 区				
		7 割 以 上	7割未満 ～ 5割超過	5割未満 ～ 1割超過	合 計	1 割 以 下					
今 回 の 被 害	被害戸数	戸	戸	戸	戸	戸					
	引受面積	ha	ha	ha	ha	ha					
	減 収 量	t	t	t	t	t					
	生産金額 の減少額	円	円	円	円	円					
	災害の状況										
現 在 時 の 被 害	被害戸数	戸	戸	戸	戸	戸	支払共済金 見 込 額	千円			
	引受面積	ha	ha	ha	ha	ha	支払保険金 見 込 額	千円			
	減 収 量	t	t	t	t	t	支払再保険金 見 込 額	千円			
	生産金額 の減少額	円	円	円	円	円	被害率	面積	%		
								金額	%		

4 部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省） A 4 判 横

- （注意）
- 1 連合会は、災害の都度、組合等からの損害通知（様式第3号の5の(4)）及び連合会の概況調査の結果を取りまとめて報告すること。
 - 2 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成する。
 - 3 （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
 - 4 「被害地区」欄には組合等名を記入すること。
 - 5 「災害の状況」欄には、災害発生の経過、作物の損傷状況、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。
 - 6 「現在時の被害」欄には、既に損害通知で報告済みの被害も含めて回復状況又は進行状況を勘案し、現在時において集計して記入すること。
 - 7 被害程度別（組合員等別）の区分は、補てん割合別に以下によるものとする。
 - ① 補てん割合が9割の場合は、「7割以上」、「7割未満～5割超過」、「5割未満～1割超過」、「合計」、「1割以下」とする。
 - ② 補てん割合が8割の場合は、「7割以上」、「7割未満～5割超過」、「5割未満～2割超過」、「合計」、「2割以下」とする。
 - ③ 補てん割合が7割の場合は、「7割以上」、「7割未満～5割超過」、「5割未満～3割超過」、「合計」、「3割以下」とする。

様式例第5号の4

平成 年産 水稻 登熟不良等被害調査結果取りまとめ表

平成 年 月 日
都道府県農業共済組合連合会

組合等 名	地域	品種	その他 要因	水稻登熟不良等被害判定システム										特記す べき事項
				気象観 測施設 名	出穂始 期	出穂終 期	出穂期間中+20日間の気象				水稻登熟不良等被 害判定結果			
							最低気温		日照時間				異常値と なった日 数	
							平年値	本年	平年値	本年	危険信 号発生 回数	注意信 号発生 回数		

組合等 名	地域	左の地 域内の 引受戸 数	品種	その他 要因	現地調査		
					調査対 象耕地 数	水稻登 熟不良 等被害 発生耕	特記す べき事項

組合等 名	注意喚 起を行っ た回数	うち登熟不良等 被害判定システ ムや現地調査の 結果により注意 喚起した回数

- (注) 1. 「その他要因」欄には、地域や品種の別以外で、水稻登熟不良等被害判定システムや現地調査を行った要因があれば記載する。
2. 「異常値となった日数」欄には、出穂開始日以降20日間において、日ごとに、最低気温がその平年値を上回り、かつ日照時間がその平年値を下回った日数を記載する。

様式第 4 5 号

平成 年産（共済目的）共済減収量の追加認定申請書について

農林水産大臣 殿

第 平成 年 月 日 号
県（都道府）農業共済組合連合会
会長 理事 印
県（都道府）農業共済組合
組合長 理事 印

このことについては、 年 月 日付け 第 号をもって、下記の連合会種別区分について通常災害連合会種別区分として報告し、第 号により共済減収量の承認を受けたが、損害評価高の最終決定の結果異常災害連合会種別区分となったので追加認定の申請をする。

記

共済事故等による種別			
------------	--	--	--

組 合 等 名	合 併 時 識別コード	承 認 時		決 定 時		
		共済減収量 kg	支払共済金見込額 円	共済減収量 kg	通常責任共済金額 円	支払共済金 円
合 計						

3 部（控、県庁、農林水産省）

（注意） 1．本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成すること。

2．（共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。

3．特定組合にあっては、「連合会種別区分」を「特定組合種別区分」と読み替えるものとする。

農林水産大臣 殿

再保険金請求書（引受方式）

再保険金の算出基礎

共済事故等による種別			農作物異常部分保険金 円	連合会異常責任 保有保険金額 円	支払再保険金 円
合 計					

(注意) 1. 本書は、共済目的の種類ごと及び引受方式ごとに作成すること。
2. (引受方式) には、当該引受方式を記入すること。
3. 本書には、異常災害連合会種別区分の損害評価書を1部あて添付すること
4. 本書は、異常災害組合等種別区分の保険金支払請求書に基づいて作成すること。
5. 通常災害連合会種別区分が損害評価決定の結果、異常災害連合会種別区分となった場合については、様式第45号によって追加認定申請書を本書に添えて提出すること。

様式第 4 7 号

平成 年産 損害評価書 (引受方式)

平成 年 月 日
 県 (都道府) 農業共済組合連合会
 県 (都道府) 農業共済組合

共済目的	連合会番号	共済事故等による種別	引受組合等数	被害組合等数	無被害組合等数	実被害組合等数
		合 計				

単位当たり共済金額 円	引受戸数 戸	引受面積 a	引受収量 kg	共済金額 円	被害戸数 戸	共済減収量 kg	支払共済金 円
合 計							

共済事故等 による種別	支払共済金 円	支払保険金 円	通常責任共済金額 円	連合会異常責任 保有保険金額 円	連合会手持保険料 円	農作物通常 部分保険金 円	連合会異常責任 支払保険金 円	金 額 被害率 %
合 計								

異常災害連合会種別区分がある場合 5 部 (控、県庁、農林水産省 3)

通常災害連合会種別区分のみの場合 3 部 (控、県庁、農林水産省)

(注意) 1. 本書は、共済目的の種類ごと及び引受方式ごとに作成すること。

2. (引受方式) には、当該引受方式を記入すること。

3. 本書の異常災害連合会種別区分に係るものを再保険金請求書にそれぞれ 1 部添付すること。

4. 農業共済システムにより事務処理を行う場合はこの様式とし、以下の項目については別途データとして送信するものとする。

① 共済目的の種類ごと及び引受方式ごとの実被害組合等数

② 共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに、引受組合等数、被害組合等数、無被害組合等数、単位当たり共済金額、引受戸数、引受面積、引受収量、共済金額、一筆方式 (特例一筆方式にあっては、特例一筆方式) 超過被害の戸数・面積・共済減収量 (半相殺方式は半相殺方式 (特例半相殺方式) にあっては、特例半相殺方式) 超過被害の共済金支払対象の戸数・引受面積・引受収量・被害面積・共済減収量、一筆全損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量、全相殺方式は全相殺方式超過被害の共済金支払対象の戸数・引受面積・引受収量・共済減収量、一筆全損被害の共済金支払対象の戸数・被害面積・共済減収量)、支払共済金、支払保険金、通常責任共済金額、連合会異常責任保有保険金額、連合会手持保険料、農作物通常部分保険金、連合会異常責任支払保険金、支払共済金/共済金額

5. 特定組合にあっては、表並びに 3 及び 4 については、「異常災害連合会種別区分」を「異常災害特定組合種別区分」に、「通常災害連合会種別区分」を「通常災害特定組合種別区分」に、「再保険金請求書」を「保険金請求書」に読み替えるものとする。

また、表及び 4 については、連合会異常責任保有保険金額、連合会手持保険料、農作物通常部分保険金、連合会異常責任支払保険金を除くものとする。

共済目的	連合会 番 号	共済事故等 による種別	引受組合等数	被害組合等数	無被害 組合等数	実被害 組合等数
		合 計				

共済事故等 による種別	引受戸数 戸	引受面積 a	基準収穫量 kg	基準生産金額 円	特定農作物 共済限度額 円	共済金額 円	被害 戸数 戸	減収量 kg	生産金額 の減少額 円	支払共済金 円
合 計										

共済事故等 による種別	支払保険金 円	通常責任 共済金額 円	連合会異常責 任保有保険金 額 円	連合会手持 保 険 料 円	農作物通常 部分保険金 円	連合会異常 責任支払保 険 金 円	金 額 被害率 %
合計又は平均							

異常災害連合会種別区分がある場合 5 部（控、県庁、農林水産省 3）

通常災害連合会種別区分のみの場合 3 部（控、県庁、農林水産省）

（注意）1 本書は、共済目的の種類ごとに作成すること。

2 本書の異常災害連合会種別区分に係るものを再保険金請求書にそれぞれ 1 部添付すること。

3 農業共済システムにより事務処理を行う場合はこの様式とし、以下の項目については別途データとして送信するものとする。

① 共済目的の種類ごと及び引受方式ごとの実被害組合等数

② 共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとの通常・異常災害連合会種別区分ごとに、引受組合等数、被害組合等数、無被害組合等数、引受戸数、引受面積、基準収穫量、基準生産金額、特定農作物共済限度額、共済金額、共済金支払対象の戸数・引受面積・基準収穫量・基準生産金額・特定農作物共済限度額・減収量・生産金額の減少額、支払共済金、支払保険金、通常責任共済金額、連合会異常責任保有保険金額、連合会手持保険料、農作物通常部分保険金、連合会異常責任支払保険金、支払共済金／共済金額

4 特定組合にあつては、表並びに 2 及び 3 については、「異常災害連合会種別区分」を「異常災害特定組合種別区分」に、「通常災害連合会種別区分」を「通常災害特定組合種別区分」に、「再保険金請求書」を「保険金請求書」に読み替えるものとする。

また、表及び 3 については、連合会異常責任保有保険金額、連合会手持保険料、農作物通常部分保険金、連合会異常責任支払保険金を除くものとする。

様式第 10 号の 1

農林水産大臣

殿

第 平成 年 月 日 号

県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事 印

再保険金概算払請求書

金 円也（ただし、別添の連合会種別区分の平成 年産 の再保険金概算払）
上記の再保険金を支払われたく別紙算出の基礎及び仮損害評価書を添えて請求します。

再保険金概算払請求額の算出基礎

	()	()	()
① 農作物異常部分保険金見込額	円	円	円
② 連合会異常責任保有保険金額	円	円	円
③ 支払再保険金見込額	円	円	円
④ 支払再保険金見込額の 3 分の 2	円	円	円
⑤ 7 割以上被害耕地（5 割以上被害組合員等・4 割以上被害組合員等）の支払共済金見込額	円	円	円
⑥ 保険金仮渡し必要額	円	円	円
⑦ 再保険金概算払請求額（④、⑤、⑥のうち最も小さい方）	円	円	円

5 部（控、県庁、農林水産省 3）

A 4 判 横

（注意）1 本書は、共済目的の種類ごとに作成する。

2 ⑤は概算払請求の連合会種別区分について一筆方式は 7 割以上被害耕地のものを、半相殺方式は 5 割以上被害組合員等のものを、全相殺方式は 4 割以上被害組合員等のものを記入し、該当事項を○で囲む。

3 ⑥は、仮渡実施被害割合が一筆方式は 7 割未満、半相殺方式は 5 割未満、全相殺方式は 4 割未満の場合は、一筆方式は 7 割以上被害耕地、半相殺方式は 5 割以上被害組合員等、全相殺方式は 4 割以上被害組合員等のものを記入すること。

4 本書には様式第 8 号の 1、第 8 号の 2 の(1)、第 8 号の 2 の(2)及び第 8 号の 2 の(3)を添付すること。

5 「再保険金概算払請求額の算出基礎」は、共済事故等による種別ごとに記入し、これを合計すること。共済事故等による種別が多数ある場合には、別の用紙に継続して記入すること。

共済事故等による種別は、() 内に次の例により記入すること。

例 1 合計
一筆・その他・3 割

例 2 合計
半相殺・事故除外・2 割

例 3 (合計) (一筆・その他・3 割) (一筆・事故除外・3 割)

例 4 (合計) (一筆・その他・3 割) (一筆・事故除外・3 割) (全相殺・その他・1 割)

例 5 (合計) (一筆・その他・3 割) (一筆・事故除外・4 割) (全相殺・その他・1 割) (全相殺・その他・3 割)

特例一筆方式の場合

例 合計
一筆・その他・3 (2) 割

特例半相殺方式の場合

例 合計
半相殺・その他・2 (1.5) 割

様式第 10 号の 2

再保険金概算払請求額の算出基礎

共済目的	
------	--

県（都道府）農業共済組合連合会

共済事故等 による種別	組合等 番 号	組合等名	支払共済 金見込額	通常責任 共済金額	7 割以上被害耕地（5 割以上被 害組合員等・4 割以上被害組合 員等）の支払共済金見込額	保険金 仮渡し 必要額
			円	円	円	円
合 計						

農作物異常部分 保険金見込額	円
連合会異常責任 保有保険金額	円
支払再保険金 見込額	円
支払再保険金見 込額の 3 分の 2	円
再保険金概算払 算定額	円
再保険金概算払 請求額	円

5 部（控、県庁、農林水産省 3）

A 4 判 横

- （注意）
- 1 本書は、共済目的の種類ごとに作成する。
 - 2 本書は、様式第10号の 1 とともに報告すること。
 - 3 本書は、保険金の仮渡しを行う組合等の保険金仮渡し請求書様式第 8 号の 1 及びその他の組合等につき第 2 章第 7 節 2 の（2）により仮損害評価書様式第 8 号の 2 の（1）～（3）に準じて取りまとめたものより転記集計すること。ただし、すでに組合員等から提出された損害通知に基づき損害評価が行われた後に、組合等から保険金の仮渡しの請求があったときは、当該損害評価結果に基づき取りまとめたものより集計すること。
 - 4 7 割以上被害耕地（5 割以上被害組合員等・4 割以上被害組合員等）の支払共済金見込額欄は、一筆方式は 7 割以上被害耕地のもの、半相殺方式は 5 割以上被害組合員等のもの、全相殺方式は 4 割以上被害組合員等のものを記入すること。
 - 5 保険金仮渡し必要額欄は、仮渡し実施被害割合が一筆方式は 7 割未満、半相殺方式は 5 割未満、全相殺方式は 4 割未満の場合は、一筆方式は 7 割以上被害耕地、半相殺方式は 5 割以上被害組合員等、全相殺方式は 4 割以上被害組合員等のものを記入すること。
 - 6 再保険金概算払請求額は、農林水産省で決定したものを記入し、その計を再保険金概算払請求書様式第10号の 1 の再保険金概算払請求額の欄に転記すること。

様式第 10 号の 3 の (1)

平成 年産（共済目的）仮損害評価書
(一筆方式)

県（都道府）農業共済組合連合会

共済事故等による種別

引受組合等 種別区分数	仮渡し組合等 種別区分数	被害組合等 種別区分数
()	()	()

単 位 当 たり 共済金額	引受戸数	引受面積	引受収量	共済金額	仮 渡 し 対 象 被 害				
					戸 数	面 積	共 済 減収量	支 払 共済金	共済金 仮渡し 必要額
仮渡し組 合等種別 区分合計	戸	a	kg	円	戸	a	kg	円	円
円									

被 害 程 度 別				
被 害 程 度	仮渡し対象組合等種別区分		全組合等種別区分	
	被 害 面 積	共済減収量	被 害 面 積	共済減収量
合 計	a	kg	a	kg
3 割超過 7 割未満				
7 割以上 10 割未満				
収穫皆無、移植（発芽）不能、転作等				

5 部（控、県庁、農林水産省 3）

A 4 判 横

(注意) 1 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成する。

2 (共済目的) には、当該共済目的の種類を記入する。

3 「引受組合等種別区分数」、「仮渡し組合等種別区分数」及び「被害組合等種別区分数」欄には実組合等数を記入し、() には種別区分による延組合等数を記入すること。

4 仮渡し対象被害欄には、仮渡し実施被害割合が 7 割未満の場合には、当該欄を 7 割以上被害とそれ以外とに区分して作成すること。

5 被害程度別欄の被害程度区分は、支払開始損害割合ごとに以下によるものとする。なお、○には仮渡し実施被害割合を記入すること。

① 支払開始損害割合が 3 割の場合は、「合計」、「3 割超過○割未満」、「○割超過 7 割未満」、「7 割超過 10 割未満」、「収穫皆無、移植（発芽）不能、転作等」とする。

② 支払開始損害割合が 4 割の場合は、「合計」、「4 割超過○割未満」、「○割超過 7 割未満」、「7 割超過 10 割未満」、「収穫皆無、移植（発芽）不能、転作等」とする。

③ 支払開始損害割合が 5 割の場合は、「合計」、「5 割超過○割未満」、「○割超過 7 割未満」、「7 割超過 10 割未満」、「収穫皆無、移植（発芽）不能、転作等」とする。

6 特例一筆方式にあっては、「共済事故等による種別」欄の支払開始損害割合は、以下による割合を記入する。

① 支払開始損害割合が 3 割の場合には、「3 (2) 割」と記入する。

② 支払開始損害割合が 4 割の場合には、「4 (3) 割」と記入する。

③ 支払開始損害割合が 5 割の場合には、「5 (4) 割」と記入する。

7 特例一筆方式にあっては、被害程度別欄の被害程度区分を、支払開始損害割合ごとに以下によるものとする。なお、○には仮渡し実施被害割合を記入すること。

① 支払開始損害割合が 3 割の場合は、「合計」、「2 割超過○割未満」、「○割超過 7 割未満」、「7 割超過 10 割未満」、「収穫皆無、移植（発芽）不能、転作等」とする。

② 支払開始損害割合が 4 割の場合は、「合計」、「3 割超過○割未満」、「○割超過 7 割未満」、「7 割超過 10 割未満」、「収穫皆無、移植（発芽）不能、転作等」とする。

③ 支払開始損害割合が 5 割の場合は、「合計」、「4 割超過○割未満」、「○割超過 7 割未満」、「7 割超過 10 割未満」、「収穫皆無、移植（発芽）不能、転作等」とする。

様式第10号の3の(2)

平成 年産(共済目的) 仮損害評価書
(半相殺方式)

県(都道府) 農業共済組合連合会

共済事故等による種別

引受組合等 種別区分数	仮渡し組合等 種別区分数	被害組合等 種別区分数
()	()	()

単 位 当 たり 共済金額	引受戸数	引受面積	引受収量	共済金額	仮 渡 し 対 象 被 害				
					戸 数	面 積	共 済 減収量	支 払 共済金	共済金 仮渡し 必要額
仮渡し組 合等種別 区分合計	戸	a	kg	円	戸	a	kg	円	円
円									

被 害 程 度 別				
被 害 程 度	仮渡し対象組合等種別区分		全組合等種別区分	
	被 害 面 積	共済減収量	被 害 面 積	共済減収量
合 計	a	kg	a	kg
うち皆無等耕 地共済減収量				
2割超過5割未満				
うち皆無等耕 地共済減収量				
5 割 以 上				
うち皆無等耕 地共済減収量				

5部(控、県庁、農林水産省3)

A4判 横

(注意) 1 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成する。

2 (共済目的)には、当該共済目的の種類を記入する。

3 「引受組合等種別区分数」、「仮渡し組合等種別区分数」及び「被害組合等種別区分数」欄には実組合等数を記入し、()には種別区分による延組合等数を記入すること。

4 仮渡し対象被害欄には、仮渡し実施被害割合が5割未満の場合には、当該欄を5割以上被害とそれ以外とに区分して作成すること。

5 被害程度別欄の被害程度区分は、支払開始損害割合ごとに以下によるものとする。なお、○には仮渡し実施被害割合を記入すること。

① 支払開始損害割合が2割の場合は、「合計(うち皆無等耕地共済減収量)」、「2割超過○割未満(うち皆無等耕地共済減収量)」、「○割超過5割未満(うち皆無等耕地共済減収量)」、「5割以上(うち皆無等耕地共済減収量)」とする。

② 支払開始損害割合が3割の場合は、「合計(うち皆無等耕地共済減収量)」、「3割超過○割未満(うち皆無等耕地共済減収量)」、「○割超過5割未満(うち皆無等耕地共済減収量)」、「5割以上(うち皆無等耕地共済減収量)」とする。

③ 支払開始損害割合が4割の場合は、「合計(うち皆無等耕地共済減収量)」、「4割超過○割未満(うち皆無等耕地共済減収量)」、「○割超過5割未満(うち皆無等耕地共済減収量)」、「5割以上(うち皆無等耕地共済減収量)」とする。

6 特例半相殺方式にあつては、「共済事故等による種別」欄の支払開始損害割合は、以下による割合を記入する。

① 支払開始損害割合が3割の場合には、「2(1.5)割」と記入する。

② 支払開始損害割合が4割の場合には、「3(2.5)割」と記入する。

③ 支払開始損害割合が5割の場合には、「4(3.5)割」と記入する。

7 特例半相殺方式にあつては、被害程度別欄の被害程度区分を、支払開始損害割合ごとに以下によるものとする。なお、○には仮渡し実施被害割合を記入すること。

① 支払開始損害割合が2割の場合は、「合計(うち皆無等耕地共済減収量)」、「1.5割超過○割未満(うち皆無等耕地共済減収量)」、「○割超過5割未満(うち皆無等耕地共済減収量)」、「5割以上(うち皆無等耕地共済減収量)」とする。

② 支払開始損害割合が3割の場合は、「合計(うち皆無等耕地共済減収量)」、「2.5割超過○割未満(うち皆無等耕地共済減収量)」、「○割超過5割未満(うち皆無等耕地共済減収量)」、「5割以上(うち皆無等耕地共済減収量)」とする。

③ 支払開始損害割合が4割の場合は、「合計(うち皆無等耕地共済減収量)」、「3.5割超過○割未満(うち皆無等耕地共済減収量)」、「○割超過5割未満(うち皆無等耕地共済減収量)」、「5割以上(うち皆無等耕地共済減収量)」とする。

様式第 10 号の 3 の (3)

平成 年産（共済目的）仮損害評価書

（全相殺方式）

県（都道府）農業共済組合連合会

共済事故等による種別

引受組合等 種別区分数	仮渡し組合等 種別区分数	被害組合等 種別区分数
()	()	()

単 位 当 たり 共済金額	引受戸数	引受面積	引受収量	共済金額	仮 渡 し 対 象 被 害				
					戸 数	面 積	共 済 減収量	支 払 共済金	共済金 仮渡し 必要額
仮渡し組 合等種別 区分合計	戸	a	kg	円	戸	a	kg	円	円
円									

被 害 程 度 別									
被 害 程 度	仮渡し対象組合等種別区分			全組合等種別区分					
	被害組合員等の 引受面積		共済減収量	被害組合員等の 引受面積		共済減収量			
合 計	a		kg	a		kg			
1 割超過 4 割未満									
4 割 以 上									

5 部（控、県庁、農林水産省 3）

A 4 判 横

（注意） 1 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成する。

2 （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。

3 「引受組合等種別区分数」、「仮渡し組合等種別区分数」及び「被害組合等種別区分数」欄には実組合等数を記入し、（ ）には種別区分による延組合等数を記入すること。

4 仮渡し対象被害欄には、仮渡し実施被害割合が 4 割未満の場合には、当該欄を 4 割以上被害とそれ以外とに区分して作成すること。

5 被害程度別欄の被害程度区分は、支払開始損害割合ごとに以下によるものとする。なお、○には仮渡し実施被害割合を記入すること。

① 支払開始損害割合が 1 割の場合は、「合計」、「1 割超過○割未満」、「○割超過 4 割未満」、「4 割以上」とする。

② 支払開始損害割合が 2 割の場合は、「合計」、「2 割超過○割未満」、「○割超過 4 割未満」、「4 割以上」とする。

③ 支払開始損害割合が 3 割の場合は、「合計」、「3 割超過○割未満」、「○割超過 4 割未満」、「4 割以上」とする。

様式第 4 8 号

農林水産大臣 殿

第 平成 年 月 日 号
県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事 印

再保険金追加請求書（引受方式）

金 円也 （ただし、別添の連合会種別区分の平成 年産 の支払再保険金）
上記の再保険金追加請求額を支払われたく算出の基礎及び損害評価書を添えて請求します。

再保険金追加請求額の算出基礎

共済事故等による種別			農作物異常部分 保険金額 円	連合会異常責任 保有保険金額 円	支払再保険金 円	再保険金概算払受高 円	差引再保険金追加請求額 円
合 計							

5 部（控、県庁、農林水産省 3）

- （注意）
- 1 本書は、共済目的の種類ごと及び引受方式ごとに作成すること。
 - 2 （引受方式）には、当該引受方式を記入すること。
 - 3 本書には、様式第47号を1部添付すること。
 - 4 通常災害連合会種別区分が損害評価決定の結果、異常災害連合会種別区分となった場合については様式第45号によって追加認定申請書を本書に添えて提出すること。

様式第 2 8 号の 2

農林水産大臣 殿

第 平成 年 月 日
県（都道府）農業共済組合
組合長理事 号
印

平成 年産 組合等当初評価高について、下記のとおり決定したので報告する。併せて共済減収量の認定又は承認を申請する。

平成 年産 組合等当初評価高報告書
(一筆方式)

共済事故等による種別

評価月日	悉 皆 調 査		抜 取 調 査	
	自	至	自	至

災害の種類	災害の発生日	被害の終了月日	被 害 地 区	災 害 の 状 況

支払共済金見込額 (総 額)	〇割超過被害耕地 支払共済金見込額	皆無、不能、転作等耕 地の支払共済金見込額	通常責任共済金額	支払保険金見込額

面 積	〇割超過被害	収穫皆無	移植（発芽）不能	転 作 等	合 計	〇割以下被害
共済減収量						

3 部（控、県庁、農林水産省）

- (注意) 1. 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成する。
2. 農業共済システムにより事務処理を行う場合はこの様式とし、以下の項目については別途データとして送信するものとする。
共済事故等による種別ごとに、単当共済減収量別、収穫皆無、移植（発芽）不能、転作等の被害面積、共済減収量
3. 本書は、様式第31号の1又は第31号の2とともに報告すること。
4. 「〇割」は、支払開始損害割合と同じ割合とするが、特例一筆方式にあっては、支払開始損害割合が3割の場合は2割、4割の場合は3割、5割の場合は4割とする。

様式第 29 号の 2 号

農林水産大臣 殿

第 平成 年 月 日
県（都道府）農業共済組合
組合長理事 号
印

平成 年産 組合等当初評価高について、下記のとおり決定したので報告する。併せて共済減収量の認定又は承認を申請する。

平成 年産 組合等当初評価高報告書
(平相殺方式)

共済事故等による種別					
悉 皆 調 査					
評価月日	自 至				
抜 取 調 査					
評価月日	自 至				
災害の種類	災害の発生月日	被害の終了月日	被 害 地 区	災 害 の 状 況	
支払共済金見込額 (総 額)	○割超過被害により支 払われる共済金見込額	一筆全損被害により特例支 払となる共済金見込額	通常責任共済金額	支払保険金見込額	
	被害組合員数	被害面積	共済減収量	皆無等耕地共済減収量 量以外の共済減収量	皆無等耕地共済減収量
○割超過の支払対象					
一筆全損被害の支払対象					
計					

3 部（控、県庁、農林水産省）

- (注意) 1. 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成する。
2. 農業共済システムにより事務処理を行う場合はこの様式とし、以下の項目については別途データとして送信するものとする。
(1) 共済事故等による種別ごとに、単当共済減収量区分ごとの単当減収量区分別、収穫皆無、移植（発芽）不能、転作等の被害面積、減収量及び被害組合員数
(2) 共済事故等による種別ごとに、一筆全損のあった組合員ごとの○割超過被害の被害面積、共済減収量、共済減収量のうち皆無等耕地共済減収量、一筆全損被害の被害面積、共済減収量
3. 本書は、様式第31号の 1 又は第31号の 2 とともに報告すること。
4. 「○割」は、支払開始損害割合と同じ割合とするが、特例半相殺方式にあっては、支払開始損害割合が 2 割の場合は 1.5 割、3 割の場合は 2.5 割、4 割の場合は 3.5 割とする。

様式第 3 0 号の 2

農林水産大臣 殿

第 平成 年 月 日
県（都道府）農業共済組合
組合長理事 号
印

平成 年産 組合等当初評価高について、下記のとおり決定したので報告する。併せて共済減収量の認定又は承認を申請する。

平成 年産 組合等当初評価高報告書
(全相殺方式)

共済事故等による種別							
悉 皆 調 査		抜 取 調 査					
評価月日	自	至	自	至			
災害の種類	災害の発生日	被害の終了月日	被 害 地 区	災 害 の 状 況			
支払共済金見込額 (総 額)	〇割超過被害により支 払われる共済金見込額	一筆全損被害により特例 支払となる共済金見込額	通常責任共済金額	支払保険金見込額			
	被害組合員	引受面積	被害面積	共済減収量	右二つの項目以外 の共済減収量	全ての耕地が施設 搬入の組合員の共済減収量	全ての耕地が収穫皆 無等に該当する組合 員の共済減収量
〇割超過の支払対象							
一筆全損被害の支払対象							
計							

- 3 部（控、県庁、農林水産省）
- (注意) 1 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成する。
- 2 農業共済システムにより事務処理を行う場合はこの様式とし、以下の項目については別途データとして送信するものとする。
- (1) 共済事故等による種別ごとに、単当共済減収量区分ごとの単当減収量区分別、収穫皆無、移植（発芽）不能、転作等の被害面積、減収量及び被害組合員数
- (2) 共済事故等による種別ごとに、一筆全損のあった組合員ごとの〇割超過被害の被害面積、共済減収量、共済減収量のうち皆無等耕地共済減収量、一筆全損被害の被害面積、共済減収量
- 3 麦について、売渡数量により収穫量を調査するものがある場合は、表中「全ての耕地が施設搬入の組合員の共済減収量」とあるのは「全ての耕地が施設搬入又は売渡しの組合員の共済減収量」と読み替えるものとする。
- 4 本書は、様式第31号の1又は第31号の2とともに報告すること。
- 5 「〇割」は、支払開始損害割合と同じ割合とする。

様式第 5 4 号の 2

農林水産大臣 殿

第 平成 年 月 日 号
県（都道府）農業共済組合
組合長理事 印

平成 年産 組合等当初評価高について下記のとおり決定したので報告する。併せて減収量及び生産金額の減少額の認定及び承認を申請する。

平成 年産（共済目的）組合等当初評価高報告書
(品質方式又は災害収入共済方式)

		出 荷 数 量 等 調 査		共済事故等による種別	
評価月日	自		至		

災害の種類	災害の発生日	被害の終了月日	被 害 地 区	災 害 の 状 況

支払共済金見込額 (総 額)	通常責任共済金額	支払保険金見込額

	被害組員数	引受面積	減 収 量	生産金額の減少額
共済金支払対象				
出荷数量等調査分				
実測調査分				

3 部（控、県庁、農林水産省）
(注意) 1. 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成すること。
2. (共済目的) には、当該共済目的の種類を記入すること。
3 水稻の品質方式において、実測の方法により現地評価を行った結果から損害高を取りまとめた場合にあっては、本様式中「共済金支払対象」欄の内訳として、「出荷数量等調査分」欄と「実測調査分」欄を記入すること。

様式第3号の5の(5)

第 平成 年 月 日 号

農林水産大臣 殿

県(都道府) 農業共済組合 組合長 印

平成 年産(共済目的) 損害通知書(第 回速報 月 日現在調査)
(一筆方式)

		災害の 種類	発生日	被害程度別面積							被害地区
			終了月日	皆 無	10~9	9~7	7~5	5~3	移植 (発芽) 不能	計	
今 回 の 被 害	害	月 日	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
		月 日									
		月 日									
		月 日									
		月 日									
		月 日									
	計										
災害の状況											
現在の被害面積			ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
支払共済金 見込額		千円	支払保険金 見込額		千円		被害 率	面積	%		
								金額	%		

- 4部(控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省) A4判 横
- (注意) 1 本書は、災害発生の都度概況調査を行って報告すること。
2 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成する。
3 (共済目的)には、当該共済目的の種類を記入する。
4 転作等耕地は、被害程度の該当する欄に記入すること。
5 「災害の状況」欄には、災害発生の経過及び災害によって生じた作物の損傷状況、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。
6 「現在の被害面積」欄は、既に損害通知書で報告済みの被害も含めて回復状況又は進行状況を勘案し、現在時において集計して記入すること。
7 被害程度別面積の区分は、支払開始損害割合別に以下によるものとする。
① 支払開始損害割合が3割の場合は、「皆無」、「10~9」、「9~7」、「7~5」、「5~3」、「移植(発芽)不能」、「計」、「3~0」とする。
② 支払開始損害割合が4割の場合は、「皆無」、「10~9」、「9~7」、「7~5」、「5~4」、「移植(発芽)不能」、「計」、「4~0」とする。
③ 支払開始損害割合が5割の場合は、「皆無」、「10~9」、「9~7」、「7~5」、「移植(発芽)不能」、「計」、「5~0」とする。
8 支払共済金見込額は、一筆方式超過被害面積(移植又は発芽不能を含む。)について次式によって算出すること。
① 組合平均実行基準単収×(1-支払開始損害割合)=平均引受単収
② 組合平均実行基準単収×一筆方式超過被害地無被害換算面積=一筆方式超過被害地生産量
③ ①×一筆方式超過被害地面積=一筆方式超過被害地引受収量
④ ③-②=共済減収量
⑤ 組合(種別区分)平均単位当たり共済金額×④=支払共済金見込額
一筆方式超過被害地無被害換算面積は、支払開始損害割合別に以下による係数をそれぞれの被害程度に乗じて得た面積とすること。
ア 支払開始損害割合が3割の場合は、収穫皆無は0、10~9は0.05、9~7は0.2、7~5は0.4、5~3は0.6、移植(発芽)不能は0.35。
イ 支払開始損害割合が4割の場合は、収穫皆無は0、10~9は0.05、9~7は0.2、7~5は0.4、5~4は0.5、移植(発芽)不能は0.3。
ウ 支払開始損害割合が5割の場合は、収穫皆無は0、10~9は0.05、9~7は0.2、7~5は0.4、移植(発芽)不能は0.25。
9 特例一筆方式にあつては、「共済事故等による種別」欄の支払開始損害割合は、以下による割合を記入する。
① 支払開始損害割合が3割の場合には、「3(2)割」と記入する。
② 支払開始損害割合が4割の場合には、「4(3)割」と記入する。
③ 支払開始損害割合が5割の場合には、「5(4)割」と記入する。
10 特例一筆方式にあつては、被害程度別面積の区分を、支払開始損害割合別に以下の区分とする。
① 支払開始損害割合が3割の場合は、「皆無」、「10~9」、「9~7」、「7~5」、「5~2」、「移植(発芽)不能」、「計」、「2~0」とする。
② 支払開始損害割合が4割の場合は、「皆無」、「10~9」、「9~7」、「7~5」、「5~3」、「移植(発芽)不能」、「計」、「3~0」とする。
③ 支払開始損害割合が5割の場合は、「皆無」、「10~9」、「9~7」、「7~5」、「5~4」、「移植(発芽)不能」、「計」、「4~0」とする。
11 特例一筆方式にあつては、支払共済金見込額は、支払開始損害割合が3割の場合は2割超過被害面積(移植又は発芽不能を含む。)について、4割の場合は3割超過被害面積(移植又は発芽不能を含む。)について、5割の場合は4割超過被害面積(移植又は発芽不能を含む。)について次式によって算出すること。
① 当該組合の共済金額計/当該組合の引受面積計=組合平均10a当たり共済金額
② ①×損害割合(中央値)に係る支払割合=10a当たり支払共済金見込額(損害割合別)
③ ②×面積(損害割合別)=支払共済金見込額(損害割合別)
④ Σ支払共済金見込額(損害割合別)+移植不能等耕地の支払共済金見込額=支払共済金見込額
※ 移植不能等に係る損害割合は、支払開始損害割合が3割の場合は65/100、4割の場合は70/100、5割の場合は75/100とする。

様式第3号の5の(6)

第 平成 年 月 日 号

農林水産大臣 殿

県(都道府)農業共済組合
組合長理事 印

平成 年産(共済目的)損害通知書(第 回速報 月 日現在調査)
(半相殺方式)

災害の種類		被害程度別(組合員別)		発生月日	月 日	終了月日	月 日	共済事故等による種別	
		5割以上	5割未満 ～ 2割超過	合計	左の うち 皆無	右の うち 移植 (発芽) 不能	2割以下	被害地区	
今回 の 被害	被害戸数	戸	戸	戸			戸		
	被害面積	ha	ha	ha	ha	ha	ha		
	減収量	t	t	t	t	t	t		
	共済減収量	t	t	t					
	災害の状況								
現在 時の 被害	被害戸数	戸	戸	戸			戸	支払共済金 見込額	千円
	被害面積	ha	ha	ha	ha	ha	ha	支払保険金 見込額	千円
	減収量	t	t	t	t	t	t	被害率	面積 %
	共済減収量	t	t	t					金額 %

- 4部(控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省) A4判 横
- (注意) 1 本書は、災害発生時の都度、概況調査を行って、被害程度別の組合員数及びその被害面積等を報告すること。
2 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成する。
3 (共済目的)には、当該共済目的の種類を記入する。
4 「災害の状況」欄は、災害発生時の経過及び災害によって生じた作物の損傷状況、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。
5 「現在時の被害」欄は、既に損害通知書で報告済みの被害も含めて回復状況又は進行状況を勘案し、現在時において集計して記入すること。
6 被害程度別(組合員別)の区分は、支払開始損害割合別に以下によるものとする。
① 支払開始損害割合が2割の場合は、「5割以上」、「5割未満～2割超過」、「合計」、「2割以下」とする。
② 支払開始損害割合が3割の場合は、「5割以上」、「5割未満～3割超過」、「合計」、「3割以下」とする。
③ 支払開始損害割合が4割の場合は、「5割以上」、「5割未満～4割超過」、「合計」、「4割以下」とする。
7 「支払共済金見込額」の欄は、半相殺方式超過被害組合員について、次により算出すること。
① 引受面積×組合平均実行基準単収×支払開始損害割合
② 被害面積×組合平均実行基準単収
③ 被害面積×その平均見込単収(移植又は発芽不能の耕地については、支払開始損害割合が2割の場合は基準単収に0.4を乗じたものを、3割の場合は基準単収に0.35を乗じたものを、4割の場合は基準単収に0.3を乗じたものを見込単収とする。)
④ 減収量=②-③
⑤ 共済減収量=④-①
⑥ 支払共済金見込額=組合(種別区分)平均単位当たり共済金額×⑤
8 特例半相殺方式にあっては、「共済事故等による種別」欄の支払開始損害割合は、以下による割合を記入する。
① 支払開始損害割合が2割の場合には、「2(1.5)割」と記入する。
② 支払開始損害割合が3割の場合には、「3(2.5)割」と記入する。
③ 支払開始損害割合が4割の場合には、「4(3.5)割」と記入する。
9 特例半相殺方式にあっては、被害程度別(組合員別)の区分を、支払開始損害割合別に以下の区分とする。
① 支払開始損害割合が2割の場合は、「5割以上」、「5割未満～1.5割超過」、「合計」、「1.5割以下」とする。
② 支払開始損害割合が3割の場合は、「5割以上」、「5割未満～2.5割超過」、「合計」、「2.5割以下」とする。
③ 支払開始損害割合が4割の場合は、「5割以上」、「5割未満～3.5割超過」、「合計」、「3.5割以下」とする。
10 特例半相殺方式にあっては、支払共済金見込額は、支払開始損害割合が2割の場合は1.5割超過被害組合員について、3割の場合は2.5割超過被害組合員について、4割の場合は3.5割超過被害組合員について次式によって算出すること。
① 当該組合の共済金額計/当該組合の引受面積計=組合平均10a当たり共済金額
② ①×損害割合(中央値)に係る支払割合=10a当たり支払共済金見込額(損害割合別)
③ ②×面積(損害割合別)=支払共済金見込額(損害割合別)
④ Σ支払共済金見込額(損害割合別)+移植不能等耕地の支払共済金見込額=支払共済金見込額
※ 移植不能等に係る損害割合は、支払開始損害割合が2割の場合は60/100、3割の場合は65/100、4割の場合は70/100とする。

様式第3号の5の(7)

第 号
平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

県(都道府)農業共済組合
組合長理事 印

平成 年産(共済目的)損害通知書(第 回速報 月 日現在調査)
(全相殺方式)

共済事故等による種別

災害の種類		害		発生日		月 日		終了月日		月 日	
		被害程度別(組合員別)						被害地区			
		4割以上	4割未満 1割超過	合計	左のうち		1割以下				
					皆無	移植 (発芽) 不能					
今回 の 被害	被害戸数	戸	戸	戸				戸			
	引受面積	ha	ha	ha	ha	ha	ha				
	減収量	t	t	t	t	t	t				
	共済減収量	t	t	t							
	災害の状況										
現在 時の 被害	被害戸数	戸	戸	戸				戸	支払共済金 見込額	千円	
	引受面積	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	支払保険金 見込額	千円	
	減収量	t	t	t	t	t	t	t	被害率	面積	%
									金額		%
	共済減収量	t	t	t							

4部(控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省) A4判 横

- (注意) 1 本書は、災害発生の都度、概況調査を行って、被害程度別の組合員数及びその被害面積等を報告すること。
2 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成する。
3 (共済目的)には、当該共済目的の種類を記入する。
4 「災害の状況」欄には、災害発生の経過及び災害によって生じた作物の損傷状況、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。
5 「現在時の被害」欄は、既に損害通知書で報告済みの被害も含めて回復状況又は進行状況を勘案し、現在時において集計して記入すること。
6 被害程度別(組合員別)の区分は、支払開始損害割合に以下によるものとする。
① 支払開始損害割合が1割の場合は、「4割以上」、「4割未満～1割超過」、「合計」、「1割以下」とする。
② 支払開始損害割合が2割の場合は、「4割以上」、「4割未満～2割超過」、「合計」、「2割以下」とする。
③ 支払開始損害割合が3割の場合は、「4割以上」、「4割未満～3割超過」、「合計」、「3割以下」とする。
7 「支払共済金見込額」の欄は、全相殺方式超過被害組合員について、次により算出すること。
① 引受面積×組合平均実行基準単収×(1-支払開始損害割合)
② 引受面積×当該組合員の平均見込単収の合計(移植又は発芽不能の耕地については、支払開始損害割合が1割の場合は基準単収に0.45を乗じたものを、2割の場合は基準単収に0.4を乗じたものを、3割の場合は基準単収に0.35を乗じたものを見込単収とする。)
③ 共済減収量=①-②
④ 支払共済金見込額=組合(種別区分)平均単位当たり共済金額×③

様式第3号の5の(8)

第 号
平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

県（都道府）農業共済組合
組合長理事 印

平成 年産（共済目的）損害通知書（第 回速報 月 日現在調査）
（品質方式又は災害収入共済方式）

共済事故等による種別

災害の種類		害		発生日		月 日		終了月日		月 日	
		被 害 程 度 別 （ 組 合 員 別 ）					被 害 地 区				
		7 割	7割未満	5割未満		1 割					
		以 上	～ 5割超過	～ 1割超過	合 計	以 下					
今 回 の 被 害	被害戸数	戸	戸	戸	戸	戸					
	引受面積	ha	ha	ha	ha	ha					
	減 収 量	t	t	t	t	t					
	生産金額 の減少額	円	円	円	円	円					
	災害の状況										
現 在 時 の 被 害	被害戸数	戸	戸	戸	戸	戸	支払共済金 見 込 額	千円			
	引受面責	ha	ha	ha	ha	ha	支払保険金 見 込 額	千円			
	減 収 量	t	t	t	t	t	被害率	面積	%		
								金額	%		
	生産金額 の減少額	円	円	円	円	円					

4部（控、県庁、地方農政局統計部等、農林水産省） A4判 横

- (注意)
- 1 本書は、災害発生の都度、概況調査を行って被害程度別の組合員数及びその引受面積等を報告すること。
 - 2 本書は、共済目的の種類ごと及び共済事故等による種別ごとに作成する。
 - 3 （共済目的）には、当該共済目的の種類を記入する。
 - 4 「災害の状況」欄には、災害発生の経過及び作物の損傷状況、損害防止の概況その他必要事項を記入すること。
 - 5 「現在の被害」欄には、既に損害通知で報告済みの被害も含めて回復状況又進行状況を勘案し、現在時において集計して記入すること。
 - 6 被害程度別（組合員別）の区分は、補てん割合別に以下によるものとする。
 - ① 補てん割合が9割の場合は、「7割以上」、「7割未満～5割超過」、「5割未満～1割超過」、「合計」、「1割以下」とする。
 - ② 補てん割合が8割の場合は、「7割以上」、「7割未満～5割超過」、「5割未満～2割超過」、「合計」、「2割以下」とする。
 - ③ 補てん割合が7割の場合は、「7割以上」、「7割未満～5割超過」、「5割未満～3割超過」、「合計」、「3割以下」とする。

様式第 12 号

農林水産大臣	殿	第 平成 年 月 日	号
		県（都道府）農業共済組合 組合長理事	印
保険金概算払請求書			
金 円也 （ただし、特定組合種別区分の平成 年産 の保険金概算払） 上記の保険金を支払われたく算出の基礎及び仮損害評価書を添えて請求します。			
保険金概算払請求額の算出基礎			
① 共済金額	() 円	() 円	() 円
② 支払共済金見込額	円	円	円
③ 通常標準被害率	%	%	%
④ 通常責任共済金額	円	円	円
⑤ 支払保険金見込額	円	円	円
⑥ 支払保険金見込額の 3 分の 2	円	円	円
⑦ 7 割以上被害耕地（5 割以上被害組合員・4 割以上被害組合員）の支払共済金見込額	円	円	円
⑧ 共済金仮渡し必要額	円	円	円
⑨ 保険金概算払請求額（⑥、⑦、⑧のうち最も小さい方）	円	円	円

5 部（控、県庁、農林水産省 3）

A 4 判 横

（注意）1 本書は、共済目的の種類ごとに作成する。

2 「保険金概算払請求額の算出基礎」は、共済事故等による種別ごとに記入し、これを合計すること。
共済事故等による種別が多数ある場合には、別の用紙に継続して記入すること。

共済事故等による種別は、() 内に次の例により記入すること。

例 1 合計
一筆・その他・3 割

例 2 合計
半相殺・事故除外・2 割

例 3 (合計) (一筆・その他・3 割) (一筆・事故除外・3 割)

例 4 (合計) (一筆・その他・3 割) (一筆・事故除外・3 割) (全相殺・その他・1 割)

例 5 (合計) (一筆・その他・3 割) (一筆・事故除外・4 割) (全相殺・その他・1 割) (全相殺・その他・3 割)

特例一筆方式の場合

例 合計
一筆・その他・3 (2) 割

特例半相殺方式の場合

例 合計
半相殺・その他・2 (1.5) 割

3 ⑦は一筆方式は 7 割以上被害耕地のものを、半相殺方式は 5 割以上被害組合員のものを、全相殺方式は 4 割以上被害組合員のものを記入し、該当事項を○で囲むこと。

4 ⑧は、仮渡し実施被害割合が一筆方式は 7 割未満、半相殺方式は 5 割未満、全相殺方式は 4 割未満の場合は、一筆方式は 7 割以上被害耕地、半相殺方式は 5 割以上被害組合員等、全相殺方式は 4 割以上被害組合員等のものを記入すること。

5 本書には様式第 8 号の 2 の(1)、第 8 号の 2 の(2)及び第 8 号の 2 の(3)を 1 部添付すること。